

第Ⅲ編

温室効果ガス排出量の報告方法

目 次

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

1. 報告書等の提出方法.....	Ⅲ-1
2. 電子報告システム（EEGS）による提出	Ⅲ-6
2.1 概要.....	Ⅲ-6
2.2 電子報告システム（EEGS）で提出できる報告書等.....	Ⅲ-6
2.3 電子報告システム（EEGS）による提出の方法.....	Ⅲ-9
2.3.1 提出の流れ.....	Ⅲ-9
2.3.2 システム使用の届出	Ⅲ-11
2.3.3 システム使用届出内容の変更.....	Ⅲ-12
2.3.4 システム使用の廃止	Ⅲ-12
2.4 様式第4の記入要領.....	Ⅲ-14
3. 書面による提出.....	Ⅲ-16
3.1 提出書類	Ⅲ-16
3.2 報告書類記入要領.....	Ⅲ-17
3.2.1 温対法様式第1（温室効果ガス算定排出量等の報告書）	Ⅲ-17
3.2.2 省エネルギー法様式第9（定期報告書（抜粋））	Ⅲ-51
3.2.3 温対法様式第1の2（権利利益の保護に係る請求書）	Ⅲ-74
3.2.4 温対法様式第2（温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報）	Ⅲ-78
4.提出先一覧.....	Ⅲ-89

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

第Ⅱ編で算定した温室効果ガスの排出量は、温対法に基づいて事業所管大臣に報告することとなります。なお、算定の対象となる温室効果ガスがエネルギー起源 CO₂ のみの場合は、省エネ法に基づく定期報告書（以下「省エネ法定期報告書」といいます。）においてエネルギー起源 CO₂ 排出量の報告を行うことで、温対法による報告とみなされます。

第Ⅲ編では、1項で報告書等の提出方法の概要を、2項で電子報告システム¹（EEGS²）による提出の場合の方法を、3項で書面による提出の場合の方法を、4項で報告書等の提出先を、それぞれ解説しています。なお、2項（EEGS）及び3項（書面）に共通する報告書等の記載方法については、3項で説明しています。また、本編においては温対法に基づく報告書等の様式（以下「温対法報告様式」といいます。）に従って報告を行う場合の方法について説明しています。

1. 報告書等の提出方法

温室効果ガス排出量の報告を行う事業者は、以下に従って算定排出量等の報告書等の提出を行います。

(1) 提出期間

① 特定事業所排出者

毎年4月1日から7月31日³までに報告書等を提出します。なお、提出する報告書等の種類（省エネ法定期報告書・温対法報告様式）については「(5)①省エネ法の定期報告書との関係」をご参照ください。なお、提出する報告書に記載する排出量は前年度の排出量（HFC・PFC・SF₆・NF₃については前年の排出量）が対象です。

② 特定輸送排出者

毎年4月1日から6月30日までに省エネ法定期報告書を提出します。なお、提出する報告書に記載する排出量は前年度の排出量が対象です。

(2) 提出先

報告書等は、算定の対象となる事業者の事業を所管する省庁（以下「事業所管省庁」といいます。）の窓口（Ⅲ-89 ページ参照）へ電子報告システム（EEGS）により提出してください。事業者が2つ以上の事業を行っている場合には、それぞれの事業所管省庁の窓口全てに、同一の報告書等を提出してください。電子報告システム（EEGS）による提出が不可能な場合は、

¹ 正式名称：省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム

² EEGS は、Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System の略で「イーグス」と呼びます。EEGS では、省エネ法及び温対法に基づく報告等のほか、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン法」といいます。）に基づく報告を行うことができるシステムです。

³ 災害その他やむを得ない事由により環境大臣及び経済産業大臣が報告期限を延期した場合はその期限までに報告します。特定輸送排出者の報告期限も同様です。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

送付又は持参して提出してください。ただし、荷主以外の特定輸送排出者⁴は国土交通省（地方運輸局）の窓口へ電子報告システム（EEGS）により提出、送付又は持参して提出してください。

なお、事業所管省庁の窓口へ提出された情報は、事業者の主たる事業を所管する事業所管大臣によりとりまとめられ、環境大臣及び経済産業大臣へ通知されます⁵。

省エネ法（荷主以外の特定輸送排出者を除く。）の報告は、事業所管省庁の他に経済産業省へも提出する必要があります。

(3) 提出方法の選択

温対法報告様式による温室効果ガスの排出量等の報告は、電子報告システム（EEGS）を用いて提出を行ってください。電子報告システム（EEGS）による提出が不可能な場合は、書面により作成し、送付又は持参して提出してください。

- ① 電子報告システム（EEGS）を用いての提出
- ② 書面による提出

(4) 提出書類の様式

温対法報告様式には、報告命令に規定される「様式第1」、「様式第1の2」及び「様式第2」の3種類があります。様式第1の提出は必須（エネルギー起源CO₂の排出量のみが報告対象の場合は、省エネ法定期報告書を提出することで足りる。）ですが、様式第2の提出は事業者の任意です。また、様式第1の2は権利利益の保護に係る請求を行う場合のみ提出が必要です。

各様式⁶の記入要領について、温対法報告様式のうち様式第1はⅢ-17 ページ、様式第1の2はⅢ-74 ページ、様式第2はⅢ-78 ページをそれぞれご参照ください。また、省エネ法定期報告書のうち様式第9（又は様式第21）に関して、エネルギー起源CO₂排出量及び調整後温室効果ガス排出量等の記載部分（特定－第12表、認定－第5表及び指定－第10表）の記入要領はⅢ-51 ページをご参照ください。

⁴ 省エネ法による特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、特定航空輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者が対象です。

⁵ 算定排出量等について権利利益の保護に係る請求を事業所管大臣に行い、これが認められた場合は、事業所管大臣は提出された情報について必要な措置を講じた上で環境大臣及び経済産業大臣へ通知します。

⁶ 本項で示している各様式は、令和6年度（令和5年度実績）以降の報告に使用するものです。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

表Ⅲ-1-1 温室効果ガスの排出量等の報告に用いる様式

様式番号	文書名	概要	提出の義務	記入要領
温対法様式第1	温室効果ガス算定排出量等の報告書	事業者の名称、所在地、担当者等の事項とともに、温室効果ガスのガス別の排出量を記載します。また、政省令 ⁷ に規定する算定方法以外の方法や排出係数を用いて算定をした場合は、その内容を記載します。	あり (必須) ※1	Ⅲ-17
省エネ法※2	定期報告書	省エネ法により指定された事業者が、エネルギー使用量等とともに、エネルギー起源CO ₂ 排出量等を記載します。	あり (必須) ※3	Ⅲ-51
温対法様式第1の2	権利利益の保護に係る請求書	報告に係る温室効果ガス算定排出量等の情報が公にされることにより、特定排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する場合には、その理由を記載して請求します。	なし (請求の場合のみ必須)	Ⅲ-74
温対法様式第2	温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報	様式第1で記載する温室効果ガス排出量について、その増減の状況に関する情報等を記載する様式です。	なし (任意)	Ⅲ-78

※1 エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量を報告する事業者の場合は提出必須

※2 省エネ法により指定又は認定された事業者ごとに、次の様式

- ・ 特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者
[経済産業省令 様式第9] 又は [経済産業省令 様式第21]
- ・ 特定貨物輸送事業者 [国土交通省令 様式第4]
- ・ 特定旅客輸送事業者 [国土交通省令 様式第8]
- ・ 特定航空輸送事業者 [国土交通省令 様式第25]
- ・ 認定管理統括貨客輸送事業者、管理関係貨客輸送事業者 [国土交通省令 様式第13]
- ・ 特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主 [経済産業省令 様式第30]

ここで、上記の経済産業省令及び国土交通省令とは、それぞれ次に示す省令です。

- 経済産業省令：エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号。以下「省エネ法施行規則」といいます。）
- 国土交通省令：エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成18年国土交通省令第11号。以下「省エネ法に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令」といいます。）

※3 省エネ法により指定又は認定された事業者の場合は提出必須

表Ⅲ-1-1に示す各様式の記入要領は、表中の「記入要領」欄に記載のページを、それぞれご参照ください。

⁷ 政省令とは、対象となる排出活動及び算定方法を規定する温対法施行令並びに排出係数及び単位発熱量を規定する算定省令をいいます。以下同じです。

第三編 温室効果ガス排出量の報告方法

また、省エネ法定期報告書の記入方法については、省エネ法の記入要領をご確認ください。
(特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/index.html

(特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/transport/procedure/

(5) 提出に関する留意事項

① 省エネ法の定期報告との関係

エネルギー起源 CO₂ について、省エネ法定期報告書を使用してエネルギー起源 CO₂ の排出量を報告した場合には、温対法に基づく報告とみなされますので、温対法報告様式第 1 「温室効果ガス算定排出量等の報告書」を改めて提出する必要はありません。ただし、その場合でも、エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスについて報告の対象となっている場合には、温対法報告様式第 1 「温室効果ガス算定排出量等の報告書」を提出してください。具体的には、以下のとおり報告してください。

(A) エネルギー起源 CO₂ の排出量のみを報告する場合

省エネ法定期報告書を使用して報告してください。温対法報告様式第 1 の提出は不要です。ただし、エネルギー起源 CO₂ 排出量を報告する特定排出者が、省エネ法による特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者のいずれの指定又は認定も受けていない場合は、温対法報告様式第 1 を使用して報告してください。

(B) エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスの排出量のみを報告する場合

温対法報告様式第 1 を使用して報告してください。

(C) エネルギー起源 CO₂ とそれ以外の温室効果ガスの両方の排出量を報告する場合

省エネ法定期報告書及び温対法報告様式第 1 を使用して報告（エネルギー起源 CO₂ の排出量に係る情報及び調整後温室効果ガスの排出量に係る情報を省エネ法定期報告書に記載し、エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガス排出量に係る情報を温対法報告様式第 1 に記載）してください。ただし、エネルギー起源 CO₂ 排出量を報告する特定排出者が、省エネ法による特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者のいずれの指定又は認定も受けていない場合は、温対法報告様式第 1 を使用して報告してください。

注意：温対法の報告様式は、様式第 1 第 1 表の事業分類に記入する全ての事業所管大臣宛に提出してください（省エネ法定期報告書は、経済産業大臣及び全ての事業所管大臣宛に提出する必要があります。）。

② 提出物の保管

事業所管省庁窓口において受理された後も、国による集計・公表までの間、行政側から報告内容等について問合せをさせていただくことがありますので、報告書等の控えや電子ファイルは、排出量の算定に関する資料とともに保管しておいてください。

③ 報告事項等の作成について

報告書等の作成に際しては、誤りのないようご注意ください。また、窓口への提出前に「提出前のチェックシート」で記入事項の最終チェックを行ってください。

④ 権利利益の保護に係る請求

算定した排出量等の情報が公にされることにより、当該事業者の権利利益が害されるおそれがある場合は、事業所管大臣に対し権利利益の保護に係る請求を行うことができます。事業所管大臣は権利利益の保護についての審査を行い、請求を認めた場合には、合計量のみを通知するなど、排出量情報が逆算されない形で環境大臣及び経済産業大臣に通知を行います。その後、環境大臣及び経済産業大臣は、必要な措置を講じた上で、集計された排出量情報等を公表します。

権利利益の保護に係る請求は、事業者ごと又は特定事業所ごとに行うことができます。請求の対象となる情報は、次のとおりです。

- ✓ 事業者全体又は特定事業所の基礎排出量（温室効果ガスの種類ごとに請求）
- ✓ 調整後温室効果ガス排出量
- ✓ 国内認証削減量の種別ごとの合計量、海外認証排出削減量の種別ごとの合計量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量

権利利益の保護に係る請求に当たっては、公にされることにより「事業者の財産権等法的保護に値する権利一切」「公正な競争関係における地位」「ノウハウ、信用等事業者の運営上の地位等、法令上又は社会通念上保護されることが相当である利益」等の利益が高い確率で害されるおそれがあるなどの要件を満たす必要があります。

詳細については、本制度ホームページの「地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 3 における権利利益が害されるおそれの有無の判断に係る審査基準について」をご参照ください。

※ 本制度ホームページ

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 3 における権利利益が害されるおそれの有無の判断に係る審査基準について

https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/claim/law21_3kijun

なお、権利利益の保護請求は、事業所管大臣ごとに判断されるため、請求が認められない場合があります。

2. 電子報告システム（EEGS）による提出

2.1 概要

電子報告システム（EEGS）とは、省エネ法、温対法及びフロン法に関する各種報告書等の書類を受け付けることのできる全省庁共通の電子報告システムです。この電子報告システムを利用することにより、全ての関係省庁へ同時にインターネットを用いて省エネ法及び温対法に関する各種報告書等の提出（電子報告）が可能となります。

なお、電子報告システム（EEGS）の使用に際し、事前の届出が必要となりますが、システムの使用に伴う費用負担はありません。

2.2 電子報告システム（EEGS）で提出できる報告書等

本制度において、電子報告システム（EEGS）で提出できる報告書等は、表Ⅲ-1-1に示す全ての様式（表Ⅲ-2-1）です⁸。

表Ⅲ-2-1 本制度において電子報告システム（EEGS）で提出できる報告様式

報告書等	対象者	様式番号	記入要領
温対法報告書	特定排出者 (エネルギー起源 CO ₂ 以外のいずれかの温室効果ガス排出量が 3,000tCO ₂ 以上の場合 ⁹)	温対法 様式第 1	Ⅲ-17
省エネ法 定期報告書	特定事業者又は特定連鎖化事業者	様式第 9 又は 様式第 21	Ⅲ-51
	認定管理統括事業者又は管理関係事業者であって、エネルギー使用量の合計が 1,500kl 以上の事業者		
	特定貨物輸送事業者	様式第 4	
	特定旅客輸送事業者	様式第 8	
	特定航空輸送事業者	様式第 25	
	認定管理統括貨客輸送事業者又は管理関係貨客輸送事業者であって、輸送能力の合計が 300 両以上の貨客輸送事業者	様式第 13	
	特定荷主	様式第 30	
認定管理統括荷主又は管理関係荷主であって、貨物輸送事業者に輸送させる貨物輸送量が 3,000 万トンキロ/年以上の荷主			
権利利益の保護に係る請求書	特定排出者 (権利利益の保護に係る請求をする場合)	温対法 様式第 1 の 2	Ⅲ-74
温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報	特定排出者 (温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供する場合)	温対法 様式第 2	Ⅲ-78

⁸ 温対法及び省エネ法における各種届出等において、電子報告システム（EEGS）を提出できる書類については、次ページをご参照ください。

⁹ 省エネ法により特定事業者若しくは特定連鎖化事業者の指定又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者の認定を受けていない事業者がエネルギー起源 CO₂ 排出量を報告する場合を含みます。

【参考】省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）で提出可能な書類及び提出先

1. 省エネ法（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者）

対象事業者	対象となる報告書・届出書等	提出先省庁
特定事業者、 特定連鎖化事業者又は 認定管理統括事業者	<input type="radio"/> 定期報告書 <input type="radio"/> 中長期計画書	経済産業省及び 全事業所管省庁*1
届出書を提出する事業者	<input type="radio"/> エネルギー使用状況届出書 <input type="radio"/> 特定事業者、特定連鎖化事業者指定取消申出書 <input type="radio"/> 管理統括者、管理企画推進者兼任承認申請書 <input type="radio"/> 管理統括者、管理企画推進者選任解任届出書 <input type="radio"/> 指定工場等指定取消申出書 <input type="radio"/> 管理者、管理員兼任承認申請書 <input type="radio"/> 管理者、管理員選任解任届出書 <input type="radio"/> 認定管理統括事業者に係る認定申請書 <input type="radio"/> 連携省エネルギー計画認定申請書 <input type="radio"/> 連携省エネルギー計画変更申請書 <input type="radio"/> 連携省エネルギー計画の軽微な変更の届出書 <input type="radio"/> 連携省エネ実施の非特定事業者定期報告書 <input type="radio"/> 確認調査報告書	経済産業省

※1 「全事業所管省庁」は、提出する事業者が行っている事業を所管する全ての事業所管省庁です。

2. 省エネ法（特定荷主、認定管理統括荷主）

対象事業者	対象となる報告書・届出書等	提出先省庁
特定荷主又は 認定管理統括荷主	<input type="radio"/> 定期報告書 <input type="radio"/> 中長期計画書	経済産業省及び 全事業所管省庁*1
届出書を提出する事業者	<input type="radio"/> 貨物の輸送量届出書 <input type="radio"/> 特定荷主指定取消申出書 <input type="radio"/> 認定管理統括荷主に係る認定申請書 <input type="radio"/> 荷主連携省エネルギー計画認定申請書 <input type="radio"/> 荷主連携省エネルギー計画変更申請書 <input type="radio"/> 荷主連携省エネルギー計画の軽微な変更の届出書 <input type="radio"/> 連携省エネ実施の非特定荷主定期報告書	経済産業省

※1 「全事業所管省庁」は、提出する事業者が行っている事業を所管する全ての事業所管省庁です。

3. 省エネ法（特定輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者）

対象事業者	対象となる報告書・届出書等	提出先省庁
特定輸送事業者又は認定 管理統括貨客輸送事業者	<input type="radio"/> 定期報告書 <input type="radio"/> 中長期計画書	国土交通省
届出書を提出する事業者	<input type="radio"/> 輸送能力届出書 <input type="radio"/> 特定輸送事業者指定取消申出書 <input type="radio"/> 認定管理統括貨客輸送事業者に係る認定申請書 <input type="radio"/> 連携省エネルギー計画認定申請書 <input type="radio"/> 連携省エネルギー計画変更申請書 <input type="radio"/> 連携省エネルギー計画の軽微な変更の届出書 <input type="radio"/> 連携省エネ実施の非特定事業者定期報告書	国土交通省

【参考】省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）で提出可能な書類及び提出先（つづき）

4. 温対法（全事業者）

対象事業者	対象となる報告書等	提出先省庁
特定排出者	○ 温対法報告様式（様式第1、様式第2） ○ 権利保護請求をする場合は温対法報告様式（様式第1の2）	全事業所管省庁*1

※1 「全事業所管省庁」は、提出する事業者が行っている事業を所管する全ての事業所管省庁です。

5. フロン法（全事業者）

対象事業者	対象となる報告書等	提出先省庁
特定漏えい者	○ フロン法報告書（様式第1、様式第2）	全事業所管省庁*1

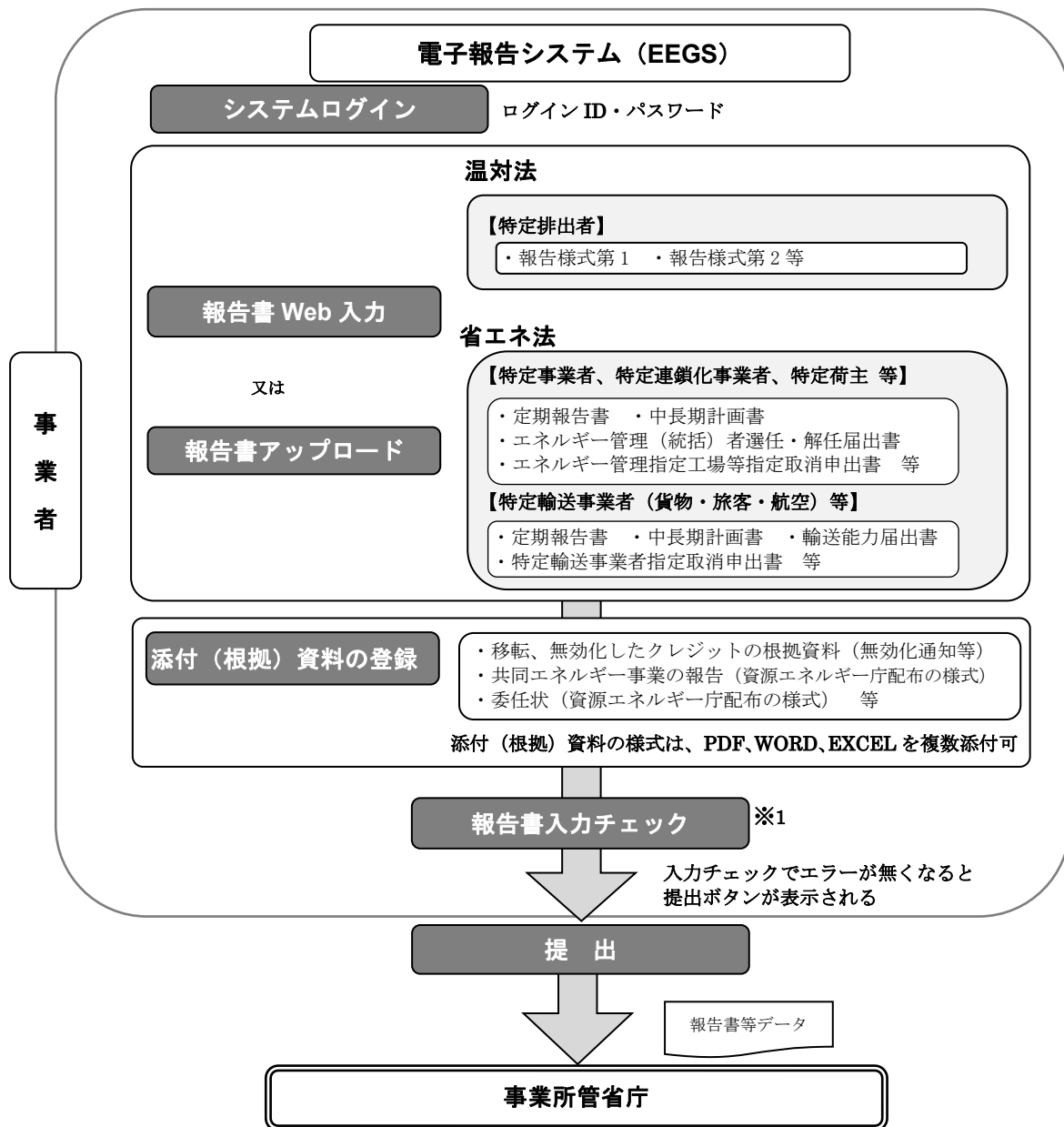
※1 「全事業所管省庁」は、提出する事業者が行っている事業を所管する全ての事業所管省庁です。

2.3 電子報告システム（EEGS）による提出の方法

2.3.1 提出の流れ

電子報告システム（EEGS）による報告書等の提出の流れを図Ⅲ-2-1に示します。なお、電子報告システム（EEGS）における具体的な操作方法については、「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）マニュアル」をご参照ください。

<https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/manual>



図Ⅲ-2-1 電子報告システム（EEGS）による報告書等の提出の流れ

(1) システムログイン

インターネットに接続するパソコン（PC）から、次の URL にアクセスし、電子報告システム（EEGS）のログイン ID 及びパスワードを用いてシステムにログインします。

<https://eegs.env.go.jp/eegs-report/login>

なお、電子報告システム（EEGS）のログイン ID をお持ちでない場合は、電子報告システム（EEGS）の使用届出を行い、ID を取得していただく必要があります。使用届出の方法については 2.3.2 をご参照ください。

(2) 入力

電子報告システム（EEGS）において画面上で直接入力してください。

なお、XML 形式でアップロードすることも可能ですが、アップロード可能なファイル形式については省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）マニュアルをご確認ください。

<https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/manual>

※資源エネルギー庁が作成・公表していた「定期報告書作成支援ツール（アプリ版、エクセル版）」は令和 5 年度をもって廃止いたします。また、国土交通省が作成・公表していた「定期報告書作成支援ツール（エクセル版）」は、令和 6 年度以降、電子報告システム（EEGS）でのアップロードが不可となりますので、ご注意ください。

(3) 添付資料の登録

報告書に添付すべき資料の電子ファイルを、電子報告システム（EEGS）で登録します。

添付すべき資料とは、調整後温室効果ガス排出量の調整に用いたクレジットの根拠資料（無効化通知等）や共同エネルギー事業の報告、委任状等です。

なお、添付資料として登録できるファイル形式は、PDF、MS-WORD、MS-EXCEL です。

(4) 報告書入力チェック

(2) で入力又はアップロードした報告書については、電子報告システム（EEGS）により報告内容の入力チェックを行います。入力チェックによるエラーがなくなると事業所管省庁へ提出が可能となります。

(5) 報告書等の提出

電子報告システム（EEGS）において、報告書等の提出先を選択し、提出ボタンを押下することで、(2) 及び(3) で入力及びアップロードした報告書及び添付資料が、事業所管省庁へ提出されます。報告書提出時・受理時・差戻し時等には、事前に登録したメールアドレスへ事業所管省庁からメールが届きます。

なお、事業所管省庁は複数同時に選択できます。

電子報告システム（EEGS）で報告書等を事業所管省庁へ提出した場合は、紙媒体の報告書等を当該省庁の窓口へ送付又は持参する必要はありません。

2.3.2 システム使用の届出

(1) 届出書の様式

電子報告システム（EEGS）による報告等を行う場合は、電子報告システム（EEGS）を用いるためのログイン ID（事業者ごとに1つの番号）が必要となります。ログイン ID を有していない場合は、事前に電子報告システム（EEGS）を使用するための使用届出を行います。

使用届出は表Ⅲ-2-2 に示す様式の書類を、届出先へ紙媒体で提出し、アクセスキーの付与を受けます。このアクセスキーを用いて利用申請サイトにアクセスし、ログイン ID の発行手続を行います。なお、電子報告システム（EEGS）と e-Gov 電子申請システムとは同一事業者であってもログイン ID は異なります。

温対法の様式第4の記入要領は、2.4（Ⅲ-14 ページ）ご参照ください。

表Ⅲ-2-2 電子報告システム（EEGS）による報告書提出を行う前に届け出る様式

対象事業者		届出様式	届出先（※1）
温対法	特定排出者	温対法 様式第4（※2,※3）	経済産業局 又は 地方環境事務所
省エネ法	特定事業者、 特定連鎖化事業者、 認定管理統括事業者	省エネ法 様式第43（※4,※5）	経済産業局
	特定荷主、 認定管理統括荷主		
	特定輸送事業者、 認定管理統括貨客輸送事業者	省エネ法 様式第27（※2,※6）	国土交通省又は地方運輸局

- ※1 経済産業局、地方環境事務所又は地方運輸局は、事業者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局、地方環境事務所又は地方運輸局となります。また、いずれの届出先の場合も紙媒体で提出します。
- ※2 省エネ法（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者、特定荷主、認定管理統括荷主又は管理関係荷主）による電子報告の使用届出を既に行っている場合は、改めて届出する必要はありません。
- ※3 省エネ法（特定輸送事業者）による電子報告の使用を既に行っている場合は、改めて届出する必要はありません。
- ※4 e-Gov 電子申請システムの使用届出と共通様式となります。経済産業省へ省エネ法定期報告書等を提出するために、e-Gov 電子申請システムの ID 番号を既に有している場合は、ID 番号の付与を受けた経済産業局窓口にご相談ください。
- ※5 省エネ法施行規則の様式
- ※6 省エネ法に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の様式

G ビズ ID を持っている場合は表Ⅲ-2-2 に示す様式の書類をシステムから提出することが可能です。ご使用のブラウザで <https://eegs.env.go.jp/eegs-request/notification> と入力し、Enter キーを押すと、電子情報処理組織使用届出書を提出するためのログイン画面が表示されます。

「G ビズ ID でのログイン」をクリックすると、届出書提出のメニュー画面が表示されるので、報告が必要な制度の様式を選択し提出を行ってください。

(2) ログイン ID の取得方法

表Ⅲ-2-3の様式にて電子報告システム（EEGS）の使用についての届出を行うと、届出先の省庁から電子報告システム（EEGS）の URL 及びアクセスキーが記載された書類が郵送されます。なお、アクセスキーとは英数字で構成された、事業者ごとに異なる記号であり、ログイン ID の発行手続に使用するものです。

インターネットに接続する PC から、届出先から送付された書類に記載された URL にアクセスし、届出先から送付された書類に記載されたアクセスキー及び特定排出者番号（特定排出者コード）を入力して、ログイン ID 取得の手続を進めます。

なお、電子報告システム（EEGS）におけるログイン ID 取得までの操作方法については、「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）マニュアル」をご参照ください。

<https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/manual>

2.3.3 システム使用届出内容の変更

電子報告システム（EEGS）による報告を行うための使用届出を行った後に、届出の内容（事業者名、所在地等）に変更が生じた場合は、使用変更の届出を行います。

使用変更の届出は表Ⅲ-2-3に示す様式の書類を、届出先へ紙媒体で提出します。なお、使用届出（表Ⅲ-2-2参照）を提出した先の省庁と同じ省庁の届出先に提出してください。

表Ⅲ-2-3 電子報告システム（EEGS）の使用変更を届け出る様式

対象事業者		届出様式	届出先（※1）
温対法	特定排出者	温対法様式第 5	経済産業局又は地方環境事務所
省エネ法	特定事業者、 特定連鎖化事業者、 認定管理統括事業者	省エネ法様式第 44 （※2）	経済産業局
	特定荷主、 認定管理統括荷主、		
	特定輸送事業者、 認定管理統括貨客輸送事業者	省エネ法様式第 28 （※3）	国土交通省又は地方運輸局

※1 経済産業局、地方環境事務所又は地方運輸局は、事業者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局、地方環境事務所又は地方運輸局となります。なお、原則として、使用届出を提出した先の省庁と同じ省庁の届出先にご提出ください。また、いずれの届出先の場合も紙媒体で提出します。

※2 省エネ法施行規則の様式

※3 省エネ法に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の様式

2.3.4 システム使用の廃止

電子報告システム（EEGS）による報告を行うための使用届出を行った後に、システムの使用を廃止する場合は、使用廃止の届出を行います。

使用廃止の届出は表Ⅲ-2-4に示す様式の書類を、届出先へ紙媒体で提出します。なお、使用届出（表Ⅲ-2-2参照）を提出した先の省庁と同じ省庁の届出先に提出してください。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

表Ⅲ-2-4 電子報告システム（EEGS）の使用廃止を届け出る様式

対象事業者		届出様式	届出先（※1）
温対法	特定排出者	温対法様式第 6	経済産業局又は 地方環境事務所
省エネ法	特定事業者、 特定連鎖化事業者、 認定管理統括事業者	省エネ法様式第 45 （※2）	経済産業局
	特定荷主、 認定管理統括荷主		
	特定輸送事業者、 認定管理統括貨客輸送事業者	省エネ法様式第 29 （※3）	国土交通省又は地方運輸局

※1 経済産業局、地方環境事務所又は地方運輸局は、事業者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局、地方環境事務所又は地方運輸局となります。なお、原則として、使用届出を提出した先の省庁と同じ省庁の届出先にご提出ください。また、いずれの届出先の場合も紙媒体で提出します。

※2 省エネ法施行規則の様式

※3 省エネ法に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の様式

2.4 様式第4の記入要領

温対法の様式第4は、本制度のホームページからダウンロードすることができます。

様式第4の記入例を図III-2-2に示します。

様式第4 (第22条の3第1項関係)

※受理日 ⑧	年 月 日
※整理番号⑧	

電子情報処理組織使用届出書

① ○○年 ○月 ○日

関東地方環境事務所長 殿

②

提出者 (ふりがな) 住所 〒100-XXXX

③ (ふりがな) 氏名 **環境株式会社**
東京都千代田区霞が関X-X-X
代表取締役社長 環境 太郎
 (法人にあつては名称及び代表者氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定による報告及び第32条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定排出者コード	④	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
特定排出者の名称	⑤	環境株式会社									
所在地	⑥	東京都千代田区霞が関X-X-X									
担当者	⑦	部 署	環境部〇〇課								
		<small>(ふりがな)</small> 氏 名	環境 良男								
		電話番号	03-XXXXX-XXXX								
		メールアドレス	abc@def.xx.xx								

図III-2-2 様式第4の記入例

① 『年月日』

様式第4の届出先（経済産業局又は地方環境事務所）への提出年月日（窓口に出す場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。

② 『宛先』

主たる事務所（本社等）を管轄する経済産業局長又は地方環境事務所長名を記入します。（例：関東経済産業局長、関東地方環境事務所長など）

③ 『提出者（住所、氏名）』

提出者は、事業者（企業、会社、団体等）です。なお、地方公共団体における地方公営企業や教育委員会（III-19 ページのコラム参照）については、当該地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として扱います。

『住所』：事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

『氏名』：事業者名（登記上の名称）及びその代表者の役職名・氏名（ふりがな）を記入します。

④ 『特定排出者コード』

事業者ごとの番号で、本制度ホームページの「特定排出者コード番号検索」ページにおいて検索して得られる番号を数字9桁で記入します。なお、「特定排出者コード番号検索」ページにおいてコード番号を確認することができない場合には、同ホームページの「問合せ窓口」に記載の問合せ先にお問合せください。

地方公共団体とは別事業者として報告を行う地方公営企業や教育委員会等の組織については、地方公共団体の知事部局等とは別の特定排出者コードとなります。

※本制度ホームページ

特定排出者コード検索 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

問合せ窓口 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/questions>

⑤ 『特定排出者の名称』

事業者（企業、会社、団体等）の登記上の名称を記入します。

なお、③と同様に地方公共団体における地方公営企業や教育委員会については、地方公共団体の知事部局等とは別事業者として扱います。

⑥ 『所在地』

事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

⑦ 『担当者（問合せ先）』

提出後、行政側から報告内容について問合せをさせていただくことがありますので、担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号及びメールアドレスを記入します。また、この欄に記載された担当者宛に、本様式を受け付けた窓口から、電子報告システム（EEGS）へのログインIDを取得するために必要な情報を記載した書類を郵送します。

⑧ 『※受理年月日』及び『※処理年月日』

この欄には記入しないでください。

3. 書面による提出

3.1 提出書類

(1) 提出書類の様式

書面による提出を行う際に用いる報告書等の様式は、表Ⅲ-1-1に示す様式です。これらの様式は、本制度ホームページからダウンロードすることができます。

※本制度ホームページ

様式 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>

各様式の記入要領について、温対法の報告様式第1はⅢ-23ページ、様式第1の2はⅢ-74ページ、様式第2はⅢ-78ページをそれぞれご参照ください。

また、省エネ法定期報告書のうち特定事業所排出者が報告する様式第9（又は様式第21）に関して、エネルギー起源CO₂排出量及び調整後温室効果ガス排出量等の記載部分（特定-第12表、認定-第5表及び指定-第10表）の記入要領はⅢ-51ページをご参照ください。

(2) 書類の大きさ等

提出する書類の用紙の大きさは、日本産業規格A4（縦置き）としてください。また、書類への記入は、パソコンのほか手書きでも構いませんが、文字は楷書で明瞭に記入してください。特に、手書きで記入する場合は、消えたりにじんだりしないように黒又は青色の万年筆又はボールペン等の筆記用具で記入してください。

第三編 温室効果ガス排出量の報告方法

3.2 報告書類記入要領

提出する様式ごとに記入要領を示します。なお、電子報告システム（EEGS）により提出する場合も以降の記入要領を参照してください。

3.2.1 温対法報告様式第1（温室効果ガス算定排出量等の報告書）

様式第1は、表紙（Ⅲ-17 ページ）、【特定排出者単位の報告】（Ⅲ-23 ページ）及び（別紙）【特定事業所単位の報告】（Ⅲ-42 ページ）で構成されています。（（）内は記入要領の解説ページです。）

(1) 様式第1（表紙）の記入要領

様式第1の表紙の記入例を図Ⅲ-3-1に示します。

様式第1（第4条関係）										
温室効果ガス算定排出量等の報告書										
① XX年X月X日										
関東経済産業局長 殿 ②										
③ 報告者 <small>（ふりがな）</small> 住所 〒100-XXXX <small>とうきょうとちよだくかすみがせき</small> 東京都千代田区霞が関X-X-X <small>かんきょうかぶしきがいしゃ</small> 環境株式会社 法人番号 XXXXXXXXXXXXX <small>だいいょうとりしまりやくしゃろう</small> <small>かんきょう たろう</small> 代表者の氏名 代表取締役社長 環境 太郎										
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」といいます。）第26条第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量等に関する事項について、次のとおり報告します。										
特定排出者コード ④-1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号、管理関係事業者番号 ④-2	YYYYYYY									
<small>（ふりがな）</small> 特定排出者の名称 ④-3（前回の報告における名称）	かんきょうかぶしきがいしゃ 環境株式会社									
<small>（ふりがな）</small> 所在地 ④-4	〒100-XXXX 東京都千代田区 かすみがせき 霞が関〇-〇-〇									
商標又は商号等 ④-5										
特定排出者の主たる事業 ⑤	金属工作機械製造業				事業コード ⑥	2	6	6	1	
特定排出者の主たる事業を所管する大臣 ⑦	経済産業大臣									
特定排出者において常時使用される従業員の数 ⑧	500人									
温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量	第1表、第2表及び別紙のとおり									
権利利益の保護に係る請求の有無 （該当するものに○をすること） ⑨	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 （該当するものに○をすること） ⑩					1. 有 2. 無			
担当者 （問合せ先） ⑪	部署	環境部〇〇課								
	<small>（ふりがな）</small> 氏名	かんきょうたろう 環境良男								
	電話番号	03-XXXX-XXXX								
※受理年月日 ⑫	年	月	日	※処理年月日 ⑫	年	月	日			

図Ⅲ-3-1 様式第1（本紙）の記入例

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

① 『年月日』

様式第1の事業所管大臣への報告年月日（窓口へ提出する場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。

② 『宛先』

事業者において行っている事業（2つ以上ある場合は各事業）を所管している大臣名（Ⅲ-89 ページ参照）を記入します。また、提出窓口が当該所管省庁の地方支分部局の場合は、主たる事務所（本社等）を管轄する地方支分部局長名を記入します（例：関東経済産業局長など）。

なお、「主務大臣」や大臣の個人名などは記入しないでください。

③ 『報告者（住所、氏名又は名称、法人番号、代表者の氏名）』

報告者は、事業者（企業、会社、団体等）です。この欄では提出日（報告日）時点のものを記入します。

なお、地方公共団体が行う公営企業及び学校等については、当該地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として扱います（次ページコラム参照）。

『住所』：事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

『氏名又は名称』：事業者名（登記上の名称とふりがな）、個人の場合は氏名（ふりがな）を記入します。

『法人番号』：13桁の法人番号を記入します。

『代表者の氏名』：事業者の代表者の役職名・氏名（ふりがな）を記入します。

また、報告者は、この報告を温室効果ガス排出量の算定を担当する部署の長など事業者の温室効果ガス排出量の算定に責任を有する者に報告者の代理人として委任することができます。この場合には、図Ⅲ-3-2のように記入します。報告に委任状を添付する必要はありません（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください）。

様式第1（第4条関係）		温室効果ガス算定排出量等の報告書		XX年X月X日	
関東経済産業局長 殿		報告者	住所	〒100-XXXX 東京都千代田区霞が関X-X-X	
		氏名又は名称		環境株式会社	
		法人番号		XXXXXXXXXXXX	
		代表者の氏名		代表取締役社長	環境 太郎
		代理人		環境本部長	環境 二郎
		(法人にあつては名称及び代表者の氏名)			

注：報告者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記載してください。

図Ⅲ-3-2 報告者の代理人を委任している場合の報告者欄の記入例

＜地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者が特定排出者となる組織＞

○地方公営企業

地方公営企業は、地方公営企業に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

○警察組織

都道府県警察については、都道府県警察が地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として事業所管大臣に報告します。

○学校等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定される教育委員会が管理する学校その他の教育機関については、教育委員会が地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として事業所管大臣に報告します。

○組合

組合は、地方公営企業に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

○収用委員会

収用委員会は、地方公営企業に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

④ 『特定排出者』

ここでは、排出量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。なお、年度途中で会社等の合併や市町村合併があった場合等には、合併等を行った日の情報を記入します。

④-1 『特定排出者コード』

事業者ごとの番号で、本制度ホームページの「特定排出者コード番号検索」ページにおいて検索して得られる番号を数字9桁で記入します。なお、「特定排出者コード番号検索」ページにおいてコード番号を確認することができない場合には、同ホームページの「問合せ窓口」に記載の問合せ先にお問合せください。

地方公共団体とは別事業者として報告を行う地方公営企業や教育委員会等の組織については、地方公共団体の知事部局等とは別の特定排出者コードとなります。

※本制度ホームページ

特定排出者コード検索 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

問合せ窓口 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/questions>

④-2 『特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号、管理関係事業者番号』

省エネ法に基づき経済産業大臣より、特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号が指定されている場合は、当該番号を記入します。

④-3 『特定排出者の名称』

事業者（企業、会社、団体等）の登記上の名称を記入します。

なお、③と同様に地方公共団体における地方公営企業や教育委員会（Ⅲ-19 ページのコラム参照）については、地方公共団体の知事部局等とは別事業者として扱います。

事業者名の変更、企業の合併、分割などで前回に報告した名称と異なっている場合にのみ、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業者の名称も記入します。

④-4 『所在地』

事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

④-5 『商標又は商号等』

省エネ法に基づく特定連鎖化事業者に該当する場合にあっては、当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示を記入します。

自社が特定連鎖化事業者に該当するかどうかは指定状況一覧で確認ができます。

※ 省エネ法に基づく特定事業者等指定状況

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/004/

⑤ 『特定排出者の主たる事業』

事業者で行われている事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入します。なお、2つ以上の業種に属する事業を行っている場合は、そのうちの主たる事業を1つのみ記入します。主たる事業の考え方については、Ⅲ-24 ページのコラム「主たる事業の考え方と事業分類ごとの排出量」をご参照ください。

なお、日本標準産業分類は、令和6年4月から改定されます。一部の業種では細分類の事業名又は番号が変更されますのでご注意ください。

ここでは、④と同様に排出量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。

⑥ 『事業コード』

上記⑤で記入された主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類の番号を数字4桁で記入します。なお、日本標準産業分類は、令和6年4月から改定されます。一部の業種では細分類の事業名又は番号が変更されますのでご注意ください。

例：算定の対象となる事業者の主たる事業が米作農業の場合

事業コード：0111

⑦ 『特定排出者の主たる事業を所管する大臣』

上記⑤で記入された主たる事業について、当該事業を所管する大臣を記入します。なお、「主務大臣」や大臣の個人名などは記入しないでください。

例：算定の対象となる事業者の主たる事業が自動車製造業の場合

特定排出者の主たる事業を所管する大臣： 経済産業大臣

⑧ 『特定排出者において常時使用される従業員の数』

事業者の常時使用される従業員数を記入します。

ここで、常時使用される従業員数とは、④、⑤と同様に排出量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。

また、地方公共団体において③、④で示した知事部局等とは別事業者として報告する地方公営企業や教育委員会等の組織がある場合、地方公共団体の従業員数には当該組織の従業員数は含めません。

＜常時使用される従業員とは＞

排出量を報告する年の前年4月1日時点で、期間を定めずに使用されている者、1か月を超える期間を定めて使用されている者（いわゆる「社員」等である期間が連続して1か月を超える者）又は同年の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者をいいます（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者も含まれる場合があります。）。

次の表に、常時使用される従業員として数える例（“○”のもの）を示します。

役員	正社員等	臨時雇用者	他への派遣者 （出向者）	別事業者への 下請け労働	他からの派遣 者（出向者）	別事業者から の下請け労働
×	○	×	×	×	○	○

※役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般社員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員の数として数えます。

⑨ 『権利利益の保護に係る請求の有無』

報告する事業者の排出量等について、法第27条第1項に基づく権利利益の保護に係る請求を行わない場合は「2.無」に○印を付けます。権利利益の保護に係る請求を行う場合は、「1.有」に○印を付けます。「1.有」に○印を付けた場合は、様式第1の2にも記入し、様式第1と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業者の事業を所管する省庁の窓口（Ⅲ-89 ページ参照））に提出します。なお、複数の事業を行っている場合には、それぞれ全ての事業所管大臣に同一の報告書を提出します。この欄で「2.無」に○印を付けた場合は、提出された情報は公表されません。

⑩ 『その他の関連情報の提供の有無』

報告する排出量等に関して、法第32条第1項に基づき、排出量の増減の状況（増減の理由、増減の状況の評価等）などを報告する場合は、「1.有」に○印を付けます。「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2にも記入し、様式第1と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業者の事業を所管する省庁の窓口（Ⅲ-89 ページ参照））に提出します。なお、複数の事業を行っている場合には、それぞれ全ての事業所管大臣に同一の報告書を提出します。

⑪ 『担当者（問合せ先）』

報告後、行政側から報告内容について問合せをさせていただくことがありますので、報告担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。

- ⑫ 『※受理年月日』及び『※処理年月日』
この欄には記入しないでください。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

(2) 様式第1【特定排出者単位の報告】の記入要領

様式第1の【特定排出者単位の報告】は、第1表から第6表で構成されています。

様式第1の第1表の記入例を図Ⅲ-3-3に示します。

【特定排出者単位の報告】					排出年度： ○○ 年度			
第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量					温室効果ガス算定排出量			
番号	事業分類		①エネルギー起源 CO ₂ (②を除く。)	②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO ₂	③非エネルギー起源 CO ₂ (④を除く。)	④廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO ₂		
			⑤CH ₄	⑥N ₂ O	⑦HFC	⑧PFC		
		⑨SF ₆	⑩NF ₃	⑪エネルギー起源 CO ₂ (発電所等配分前)				
—	特定排出者全体		①	②	③	④		
			t-CO ₂	t-CO ₂	2,546 t-CO ₂	1,011 t-CO ₂		
			⑤	⑥	⑦	⑧		
		4,125 t-CO ₂	t-CO ₂	3,218 t-CO ₂	t-CO ₂			
		⑨	⑩	⑪				
		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂				
1	事業の名称	金属工作機械製造業	①	②	③	④		
			t-CO ₂	t-CO ₂	2,003 t-CO ₂	1,011 t-CO ₂		
	⑤	⑥	⑦	⑧				
		2,109 t-CO ₂	t-CO ₂	3,218 t-CO ₂	t-CO ₂			
細分類番号		2 6 6 1	⑨	⑩	⑪			
当該事業を所管する大臣		経済産業大臣	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂			
2	事業の名称	パン製造業	①	②	③	④		
			t-CO ₂	t-CO ₂	543 t-CO ₂	t-CO ₂		
	⑤	⑥	⑦	⑧				
		2,015 t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂			
細分類番号		0 9 7 1	⑨	⑩	⑪			
当該事業を所管する大臣		農林水産大臣	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂			

図Ⅲ-3-3 様式第1 第1表の記入例

(ア) 『排出年度』

温室効果ガス排出量算定の対象となる年度を記入します。

※HFC、PFC、SF₆、NF₃のみを報告する場合であっても、HFC等の算定対象となる年を「排出年度」に記入します。

例：令和6年7月に令和5年度分の排出量の報告を行う場合
排出年度：令和5年度

(イ) 第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

算定の対象となるガスの区分ごとに、算定した排出量を二酸化炭素（CO₂）に換算したトンの単位の整数値（小数点以下切り捨て）で記入します。また、事業者全体におけるガス別の排出量とともに、事業者で行われている事業分類ごとの排出量も記入します。

なお、事業者において報告の対象とならないガスについては記入する必要はありません。

1)事業分類

特定排出者全体の欄には、事業者全体における温室効果ガスごとの算定排出量を記入します。

番号1～3の欄には、事業者において行っている事業分類ごとに温室効果ガスごとの算定排出量を記入します。なお、事業者において行っている事業分類が4分類以上ある場合は番号3の下に記入欄を追加して事業分類ごとに記入します。この場合、番号欄に4以降の番号を順に記入します。番号1～3（4以降を追加する場合を含む。）の欄においては、事業の名称欄に日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入します。また、当該事業分類の番号を細分類番号欄に記入します。さらに、当該事業を所管する大臣を記入します。なお、日本標準産業分類は、令和6年4月から改定されます。一部の業種では細分類の事業名又は番号が変更されますのでご注意ください。

<主たる事業の考え方と事業分類ごとの排出量>

○主たる事業の考え方

複数の業種に属する事業を営む事業者では、主たる事業を判断することが必要です。

主たる事業については、温対法報告様式第1の表紙に記入する事業者全体としての主たる事業（特定排出者の主たる事業）と、温対法様式第1第1表に記入する事業分類ごとの排出量を集計する際に判断が必要となる事業所ごとの主たる事業があります。

主たる事業の判断に当たっては、事業者全体及び事業所ごとの双方とも、原則として生産高・販売額等適切な指標によって、主たる事業を決定することになります。なお、この方法が適切でない場合には、従業員の数又は設備の規模等で判断しても構いません。

（例）事業者が営んでいる業種（売上高）が以下の場合、主たる事業として売上高が最も高い「自動車製造業」と記入します。

自動車製造業（100億円）、航空機製造業（70億円）、鉄道車両製造業（30億円）、
自動車卸売業（20億円）、輸送用機械器具卸売業（10億円）

また、地方公共団体において生産高・販売額等での判断が難しい場合には、報告対象となっている温室効果ガスに係る事業について、従業員数又は設備の規模等で判断しても構いません。地方公共団体の指標の判断に当たっては、従業員数、設備の規模又はそれ以外の適切な指標のうち、いずれか最も適当なものを選択してください。

（次ページに続く）

(前ページからの続き)

○事業分類ごとの排出量

温対法様式第1の第1表では、事業分類ごとに排出量を記入する必要があります。このため、事業所ごとに主たる事業を判断し、事業分類を行った後、事業分類ごとに集約した排出量を第1表に記入してください。

以下に、地方公共団体における事業分類の例を示します。

例えば、次表の例1に示す4事業所を有する特定排出者であるA市を想定します。A、C、Dの3事業所では複数の事業を行っておりますが、各事業所の主たる事業は上述の「主たる事業の考え方」に従い、それぞれ次表のとおりであるとします。この例の場合、第1表に記入する事業分類は、9821、7421、8816の3分類となります。

(例1) A市における事業所及び業務内容

事業所名	事業所での業務内容	業務内容の事業コード	事業分類	事業者の主たる事業
A市役所	市役所	9821	9821	9821
	保健所	8411		
B支所	支所	9821	7421	
C支所	土木事務所	7421		
	支所	9821		
D清掃センター	ごみ焼却場	8816	8816	
	清掃事務所	8817		

↑
第1表の事業分類に記入

↑
表紙の事業分類に記入

下表の例2に示す3事業所を有する特定排出者であるE市についても同様です。F、G、Hの3事業所では複数の事業を行っておりますが、各事業所の主たる事業は前述の「主たる事業の考え方」に従い、それぞれ下表のとおりであるとします。この例の場合、第1表に記入する事業分類は、3631、8816の2分類となります。

(例2) E市において報告対象の温室効果ガスを排出している事業所及び業務内容

事業所名	事業所での業務内容	業務内容の事業コード	事業分類	事業者の主たる事業
F下水処理場	下水処理場	3631	3631	3631
	事務所	3600		
G下水処理場	下水処理場	3631		
	事務所	3600		
H清掃センター	ごみ焼却場	8816	8816	
	清掃事務所	8817		

↑
第1表の事業分類に記入

↑
表紙の事業分類に記入

上述のように、各事業所の主たる事業を判断するに当たっては、事業が分類できる場合には、事業所の規模に関わらず、原則、当該事業分類ごとに排出量を集計することになりますが、エネルギー起源CO₂排出量の報告対象事業者となっている首長部局等であって、当該事業者が設置する事業所のエネルギー使用量が年間1,500kl未満の事業所について、当該事業所の主たる事業を判断することが困難である場合は、当該事業所の事業分類を「都道府県の機関（日本標準産業分類細分類番号9811）」又は「市町村の機関（同9821）」とすることも可能です。

2)温室効果ガス算定排出量

① 『エネルギー起源 CO₂ (②を除く)』

以下の(A)～(C)に示す CO₂ 排出量の合計量のうち、②の排出量を除く量をトン単位の量で記入します。なお、他人への電気又は熱の供給に係る排出量がある場合はその量を除いた量を記入します。

- (A) 燃料の使用に伴って発生する CO₂ の排出量
- (B) 電気の使用に伴って発生する CO₂ の排出量
- (C) 熱の使用に伴って発生する CO₂ の排出量

なお、省エネ法に基づく特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は省エネ法定期報告書の特定一第 12 表 1 の該当欄に、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている事業者であってエネルギー使用量 1,500kI/年以上の場合は省エネ法定期報告書の認定一第 5 表 1 の該当欄に、それぞれ上記(A)～(C)の合計量のうち、②の排出量を除く量を記入します。

② 『廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂』

以下の(a)又は(b)に示す活動に伴って発生する CO₂ 排出量の合計量をトン単位の量で記入します。なお、他人への熱の供給に係る排出量がある場合はその量を除いた量を記入します¹⁰。

- (a) 廃棄物の燃料としての使用
- (b) 廃棄物を原材料とする燃料の使用

これは、廃棄物の有効利用や化石燃料起源の CO₂ 排出削減の観点から、製造業を営む者その他の事業者において、積極的に廃棄物を化石燃料の代替燃料又は製品の原材料として用いる場合を区分して扱うものです。したがって、『廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂』欄に記入することができるのは、廃棄物が化石燃料に代えて燃焼の用に供される場合又は廃棄物が製品の製造における原燃料利用という形で燃焼の用に供される場合（例えば、セメント工場における廃棄物の原燃料利用等）に限られます。

なお、省エネ法に基づく特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は省エネ法定期報告書の特定一第 12 表 1 の該当欄に、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている事業者であってエネルギー使用量 1,500kI/年以上の場合は省エネ法定期報告書の認定一第 5 表 1 の該当欄に、それぞれ記入します。

③ 『非エネルギー起源 CO₂ (④を除く)』

④に示す非エネルギー起源 CO₂ 以外の非エネルギー起源 CO₂ 排出量の合計量をトン単位の量で記入します。なお、非エネルギー起源 CO₂ 排出量を報告するのは、政省令に基づく算定方

¹⁰ 廃棄物又は廃棄物を原材料とする燃料を使用して発生させた電気を他人に供給した場合、それに相当するエネルギー起源 CO₂ 排出量を控除することはできません。ただし、自営線（既存の送配電ネットワークを活用せずに自社で設置した電線）を介して発電事業者と需要家を直接接続しているときは、需要家側で排出量を計上する場合には、控除することができます。

法及び排出係数により算定した③及び④に記載すべき非エネルギー起源 CO₂ 排出量の合計が 3,000tCO₂ 以上の場合です。

④ 『廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO₂』

廃棄物の焼却時に発生する熱を回収する場合において、廃棄物の焼却の活動に伴って発生する CO₂ 排出量をトン単位の量で記入します。

これは、上記②と同様に廃棄物の有効利用や化石燃料起源の CO₂ 排出削減の観点から、事業者において、積極的に廃棄物を化石燃料の代替燃料として用いる場合を区分して扱うものです。従って、『④廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO₂』欄に記入することができるのは、廃棄物の焼却処理を主目的として副次的にエネルギー回収を行う場合に限られます。例えば、廃棄物の焼却と併せて熱回収を行ったとしても、利用せずに排熱する等でそれを化石燃料に代えて活用できなかった場合などは、この欄の記入に該当しません。

⑤ 『CH₄』

メタン (CH₄) について算定した排出量の合計量を、CO₂ に換算したトン単位 (tCO₂) の量で記入します。なお、CH₄ の排出量 (tCH₄) を CO₂ の単位で表した排出量 (tCO₂) に換算するには、CH₄ 排出量 (tCH₄) に CH₄ の地球温暖化係数¹¹である 28 を乗じます。

$$\text{CH}_4 \text{ の排出量 (tCH}_4) \times 28 = \text{CH}_4 \text{ の排出量 (tCO}_2)$$

⑥ 『N₂O』

一酸化二窒素 (N₂O) について算定した排出量の合計量を、CO₂ に換算したトン単位 (tCO₂) の量で記入します。なお、N₂O の排出量 (tN₂O) を CO₂ の単位で表した排出量 (tCO₂) に換算するには、N₂O 排出量 (tN₂O) に N₂O の地球温暖化係数である 265 を乗じます。

$$\text{N}_2\text{O の排出量 (tN}_2\text{O)} \times 265 = \text{N}_2\text{O の排出量 (tCO}_2)$$

⑦ 『HFC』

温室効果ガス算定排出量の欄には、政令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン (HFC) である物質について算定した排出量の合計量を、CO₂ に換算したトン単位 (tCO₂) の量で記入します。HFC の排出量を CO₂ の単位で表した排出量 (tCO₂) に換算するには、HFC である物質ごとの排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じた量を合算します。

⑧ 『PFC』

温室効果ガス算定排出量の欄には、政令に定める温室効果ガスであるパーフルオロカーボン (PFC) である物質について算定した排出量の合計量を、CO₂ に換算したトン単位 (tCO₂) の量で記入します。PFC の排出量を CO₂ の単位で表した排出量 (tCO₂) に換算するには、PFC である物質ごとの排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じた量を合算します。

¹¹ 地球温暖化係数は、表Ⅱ-2-2 (Ⅱ-13 ページ) に一覧表があります。なお、地球温暖化係数について、令和5年度報告までの算定に適用する値と、令和6年度報告以降の算定に適用する値とは異なっています。本項⑤、⑥、⑨及び⑩で示している地球温暖化係数は、令和6年度報告以降に適用する値です。

⑨ 『SF₆』

六ふっ化硫黄 (SF₆) について算定した排出量の合計量を、CO₂ に換算したトン単位 (tCO₂) の量で記入します。なお、SF₆ の排出量 (tSF₆) を CO₂ の単位で表した排出量 (tCO₂) に換算するには、SF₆ 排出量 (tSF₆) に SF₆ の地球温暖化係数である 23,500 を乗じます。

$$\text{SF}_6 \text{ の排出量 (tSF}_6) \times 23,500 = \text{SF}_6 \text{ の排出量 (tCO}_2)$$

⑩ 『NF₃』

三ふっ化窒素 (NF₃) について算定した排出量の合計量を、CO₂ に換算したトン単位 (tCO₂) の量で記入します。なお、NF₃ の排出量 (tNF₃) を CO₂ の単位で表した排出量 (tCO₂) に換算するには、NF₃ 排出量 (tNF₃) に NF₃ の地球温暖化係数である 16,100 を乗じます。

$$\text{NF}_3 \text{ の排出量 (tNF}_3) \times 16,100 = \text{NF}_3 \text{ の排出量 (tCO}_2)$$

⑪ 『エネルギー起源 CO₂ (発電所等配分前)』

事業者が、電気事業用の発電所又は熱供給事業用の熱供給施設を設置する場合にのみ記入します。

この欄に該当する排出量は、事業者全体における燃料の使用に伴って発生する CO₂ の排出量 (他人への電気又は熱の供給に係るものも含む。) です。ここでは、①又は② (Ⅲ-26 ページ参照) と異なり他人への電気又は熱の供給に係る排出量も含むので、誤って控除しないように注意してください。

なお、省エネ法に基づく特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定一第 12 表 2 に、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている事業者であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上の場合は、省エネ法定期報告書の認定一第 5 表 2 に、それぞれ記入します。

(ウ) 第 2 表 特定排出者の調整後温室効果ガス排出量

第 2 表は、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより調整した調整後温室効果ガス排出量をトン (tCO₂) 単位の量で記入します。調整後温室効果ガス排出量の算定方法については、Ⅱ-265 ページを参照ください。様式第 1 の第 2 表の記入例を図Ⅲ-3-4 に示します。

なお、省エネ法に基づく特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定一第 12 表 3 に、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている事業者であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上の場合は、省エネ法定期報告書の認定一第 5 表 3 に、それぞれ記入します。

第 2 表 特定排出者の調整後温室効果ガス排出量	
調整後温室効果ガス排出量	8,338 tCO ₂

図Ⅲ-3-4 様式第 1 第 2 表の記入例

(エ) 第3表の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

第3表の1は、エネルギー起源CO₂排出量を報告する事業者において、都市ガスの使用に伴うCO₂排出量が含まれる場合、温室効果ガス算定排出量の算定に関し、都市ガスの使用に伴うCO₂排出量を算定した際に用いた排出係数、その係数の根拠及び適用範囲を全て記入します。

すなわち、ガス事業者¹²から都市ガスの供給を受けている場合は、供給を受けたガス事業者ごとに基礎排出係数を記入します。

なお、省エネ法に基づく特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定一第12表4の1に、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている事業者であってエネルギー使用量1,500kl/年以上の場合は、省エネ法定期報告書の認定一第5表4の1に、それぞれ記入します。

(オ) 第3表の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

第3表の2は、エネルギー起源CO₂排出量を報告する事業者において、都市ガスの使用に伴うCO₂排出量が含まれる場合、調整後温室効果ガス排出量の算定に関し、都市ガスの使用に伴うCO₂排出量を算定した際に用いた排出係数、その係数の根拠及び適用範囲を全て記入します。

すなわち、ガス事業者から都市ガスの供給を受けている場合は、供給を受けたガス事業者ごとに調整後排出係数又はメニュー別排出係数を記入します。

なお、省エネ法に基づく特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定一第12表4の2に、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている事業者であってエネルギー使用量1,500kl/年以上の場合は、省エネ法定期報告書の認定一第5表4の2に、それぞれ記入します。

(カ) 第3表の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

第3表の3は、エネルギー起源CO₂排出量を報告する事業者において、他人から供給された電気の使用に伴うCO₂排出量が含まれる場合、温室効果ガス算定排出量の算定に関し、他人から供給された電気の使用に伴うCO₂排出量を算定した際に用いた排出係数、その係数の根拠及び適用範囲を全て記入します。

すなわち、電気事業者¹³等から電気の供給を受けている場合は、供給を受けた電気事業者等ごとに基礎排出係数を記入します。

なお、省エネ法に基づく特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定一第12表4の3に、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている事業者であってエネルギー使用量1,500kl/年以上の場合は、省エネ法定期報告書の認定

¹² ガス事業者とは、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第3項に規定するガス小売事業者及び同条第6項に規定する一般ガス導管事業者をいいます。以下同じです。

¹³ 電気事業者とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者及び同項第9号に規定する一般送配電事業者をいいます。以下特に断りがない限り同じです。

－第5表4の3に、それぞれ記入します。

(キ) 第3表の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

第3表の4は、エネルギー起源CO₂排出量を報告する事業者において、他人から供給された電気の使用に伴うCO₂排出量が含まれる場合、調整後温室効果ガス排出量の算定に関し、他人から供給された電気の使用に伴うCO₂排出量を算定した際に用いた排出係数、その係数の根拠及び適用範囲を全て記入します。

すなわち、電気事業者等から電気の供給を受けている場合は、供給を受けた電気事業者等ごとに調整後排出係数又はメニュー別排出係数を記入します。

なお、省エネ法に基づく特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定－第12表4の4に、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている事業者であってエネルギー使用量1,500kl/年以上の場合は、省エネ法定期報告書の認定－第5表4の4に、それぞれ記入します。

(ク) 第3表の5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

第3表の5は、エネルギー起源CO₂排出量を報告する事業者において、他人から供給された熱の使用に伴うCO₂排出量が含まれる場合、温室効果ガス算定排出量の算定に関し、他人から供給された熱の使用に伴うCO₂排出量を算定した際に用いた排出係数、その係数の根拠及び適用範囲を全て記入します。

すなわち、熱供給事業者¹⁴から熱の供給を受けている場合は、供給を受けた熱供給事業者ごとに基礎排出係数を記入します。

なお、省エネ法に基づく特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定－第12表4の5に、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている事業者であってエネルギー使用量1,500kl/年以上の場合は、省エネ法定期報告書の認定－第5表4の5に、それぞれ記入します。

(ケ) 第3表の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

第3表の6は、エネルギー起源CO₂排出量を報告する事業者において、他人から供給された熱の使用に伴うCO₂排出量が含まれる場合、調整後温室効果ガス排出量の算定に関し、他人から供給された熱の使用に伴うCO₂排出量を算定した際に用いた排出係数、その係数の根拠及び適用範囲を全て記入します。

すなわち、熱供給事業者から熱の供給を受けている場合は、供給を受けた熱供給事業者ごとに調整後排出係数又はメニュー別排出係数を記入します。

¹⁴ 熱供給事業者とは、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第3項に規定する熱供給事業者をいいます。以下同じです。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

なお、省エネ法に基づく特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定一第 12 表 4 の 6 に、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている事業者であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上の場合は、省エネ法定期報告書の認定一第 5 表 4 の 6 に、それぞれ記入します。

(コ) 第 4 表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

第 4 表は、第 1 表に記入した算定排出量の算定において、政省令に規定されている算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合にのみ記入します。

様式第 1 の第 4 表の記入例を図Ⅲ-3-5 に示します。

なお、省エネ法に基づく特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に指定又は認定されている特定排出者がエネルギー起源 CO₂ に関して記入する場合は、省エネ法定期報告書の特定一第 12 表 5 又は認定一第 5 表 5 に記入します。

温室効果ガスである物質の区分 ①	当該算定方法又は係数の内容 ②
非エネルギー起源 CO ₂	【廃棄物の焼却】 廃油の焼却の排出係数を省令に定める 2.93 ではなく、当社で実測から求めた 2.85 として算定した。
N ₂ O	【麻酔剤の使用】 N ₂ O の分解処理を行っているため、下記算定式及び係数により排出量を算定した。 $\text{N}_2\text{O 排出量}(\text{tN}_2\text{O}) = \text{麻酔剤としての N}_2\text{O 使用量}(\text{tN}_2\text{O}) \times (1 - \text{N}_2\text{O 分解率} \times \text{分解装置稼働率})$ N ₂ O 分解率：〇〇% 分解装置稼働率：〇〇%
PFC	【半導体素子等の製造に伴う PFC の使用】 FT-IR 法により〇社製のガス計測器を用いてプロセス装置と除害装置の組合せごとに年 2 回実測した結果、PFC-14 の排出係数 0.75、除害効率 0.92 であったため、次式を用いて排出量を算定した。 $\text{PFC 排出量} = \text{PFC-14 使用量} \times \text{排出係数} 0.75 \times (1 - \text{除害効率} 0.92)$

図Ⅲ-3-5 第 4 表の記入例

① 『温室効果ガスである物質の区分』

政省令に規定されている算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は係数を用いた温室効果ガスの区分（以下のいずれか）を記入します。

- ・ エネルギー起源 CO₂
- ・ 非エネルギー起源 CO₂
- ・ CH₄（メタン）
- ・ N₂O（一酸化二窒素）
- ・ HFC（ハイドロフルオロカーボン類）
- ・ PFC（パーフルオロカーボン類）
- ・ SF₆（六ふっ化硫黄）
- ・ NF₃（三ふっ化窒素）

② 『当該算定方法又は係数の内容』

次のいずれかに該当する場合に、その内容についての説明を、それぞれわかりやすく記入します。なお、1ページに収まらない場合は、複数ページになっても構いません。

(A) 政省令に規定されている算定方法と異なる算定方法を用いて算定した場合

政省令に規定されている算定方法と異なる算定方法を用いて算定した場合には、排出量の算定に用いた算定方法がどのような内容かを記入します。なお、排出量を実測により把握している場合は、実測の方法に関して測定方法、使用した測定機器などの情報を記入します。

(B) 算定省令に規定されている排出係数や単位発熱量と異なる係数を用いて算定した場合

排出係数や単位発熱量を実測により把握している場合には、実測の方法に関して、測定方法、使用した測定機器、サンプリング方法などの情報を記入するとともに、実測により得られた排出係数又は単位発熱量の数値を記入します。

また、燃料の供給者から、算定省令に規定されている排出係数や単位発熱量と異なる排出係数や単位発熱量の数値を得られ、その値を用いて排出量の算定を行った場合には、排出量の算定に用いた排出係数又は単位発熱量について、どこから得られた数値であるかを記入するとともに、その排出係数又は単位発熱量の数値を記入します。

(サ) 第5表の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

第5表の1は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量を記入します。

様式第1の第5表の1の記入例を図Ⅲ-3-6に示します。

なお、省エネ法に基づく特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定一第12表6の1に、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている事業者であってエネルギー使用量1,500kl/年以上の場合は、省エネ法定期報告書の認定一第5表6の1に、それぞれ記入します。

種 別 ①	合 計 量
1. 国内クレジット	100 t-CO ₂
2. オフセット・クレジット (J-VER)	150 t-CO ₂
3. グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量	50 t-CO ₂
4. J-クレジット	100 t-CO ₂
5. JCM クレジット	70 t-CO ₂
6. 非化石電源二酸化炭素削減相当量	44 t-CO ₂

図Ⅲ-3-6 第5表の1の記入例

① 種別の欄

種別の欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量を記入します。ここで、国内認証排出削減量とは国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量（以下「グリーンエネルギーCO₂削減相当量」といいます。）及びJ-クレジット、海外認証排出削減量とはJCMクレジットです。なお、国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）、グリーンエネルギーCO₂削減相当量又はJ-クレジットのうち、複数を調整に用いた場合は、それぞれ区分して記入します。また、非化石電源二酸化炭素削減相当量とは、特定事業所排出者が調達した非化石証書の量に毎年度経済産業省及び環境省が公表する全国平均係数及び補正率を乗じて得られるCO₂の量です。

さらに、国内認証排出削減量を調整後温室効果ガス排出量の調整に用いた場合は、第5表の2にも国内認証排出削減量に係る情報をその種別ごとに記入するとともに、国内認証排出削減量のうちグリーンエネルギーCO₂削減相当量を調整後温室効果ガス排出量の調整に用いた場合は第5表の3にも記入します。また、海外認証排出削減量を調整後温室効果ガス排出量の調整に用いた場合は第5表の4、非化石電源二酸化炭素削減相当量を調整後温室効果ガスの調整に用いた場合は第5表の5に、それぞれ記入します。

表Ⅲ-3-2 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いる国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

区 分	クレジット等の種類	概 要
国内認証排出削減量	国内クレジット	国内で大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等が行った温室効果ガス排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用されるクレジット
	オフセット・クレジット（J-VER）	国内で実施された温室効果ガス排出削減・吸収量を、カーボン・オフセットに用いられる一定の信頼性が確保されたオフセット・クレジット（J-VER）として認証されたクレジット
	グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量	国内で発生したグリーンエネルギーの量について、CO ₂ 削減相当量としてグリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量認証委員会により認証されたCO ₂ 量
	J-クレジット	国内で実施された温室効果ガス排出削減・吸収量を、J-クレジットとして認証されたクレジット
海外認証排出削減量	JCMクレジット	海外で実施された温室効果ガス排出削減量であってJCMクレジットとして認証されたクレジット
非化石電源二酸化炭素削減相当量	非化石証書	『非化石証書の量×全国平均係数×補正率』で算出した量（電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生するCO ₂ 排出量を上限とする。）

(シ) 第5表の2 国内認証排出削減量に係る情報

第5表の2は、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量に関する情報を記入します。なお、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の種別ご

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

とに記入します。したがって、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の種別が2つ以上ある場合は、表を追加して記入します。

自らが創出した国内認証排出削減量（森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証されたものを除く。）のうち他者へ移転した量を報告する場合には、負の値で記入します。

様式第1の第5表の2の記入例を図Ⅲ-3-7に示します。

なお、省エネ法に基づく特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定—第12表6の2に、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている事業者であってエネルギー使用量1,500kl/年以上の場合は、省エネ法定期報告書の認定—第5表6の2に、それぞれ記入します。

削減量の種別 ①	国内クレジット	
クレジット特定番号等 ②	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
KC-300-000-000-000-001 ~ 300-000-000-000-060	令和〇〇年〇月〇日	60 t-CO ₂
KC-300-000-000-000-101 ~ 300-000-000-000-140	令和〇〇年〇月〇日	40 t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		100 t-CO ₂

図Ⅲ-3-7 第5表の2の記入例（1/5：国内クレジットの例）

削減量の種別 ①	オフセット・クレジット（J-VER）	
クレジット特定番号等 ②	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
JP-200-000-000-000-001 ~ 200-000-000-000-070	令和〇〇年〇月〇日	70 t-CO ₂
JP-200-000-000-000-101 ~ 200-000-000-000-180	令和〇〇年〇月〇日	80 t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		150 t-CO ₂

図Ⅲ-3-7 第5表の2の記入例（2/5：J-VERの例）

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

削減量の種別 ①	グリーンエネルギーCO2削減相当量	
クレジット特定番号等 ②	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
12XY001-120425-00000101 ~ 12XY001-120425-00000150	令和〇〇年〇月〇日	50 t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		50 t-CO ₂

図Ⅲ-3-7 第5表の2の記入例（3/5：グリーンエネルギーCO2削減相当量の例）

削減量の種別 ①	J-クレジット	
クレジット特定番号等 ②	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
JC-400-000-000-000-001 ~ 400-000-000-000-040	令和〇〇年〇月〇日	40 t-CO ₂
JC-400-000-000-000-101 ~ 400-000-000-000-160	令和〇〇年〇月〇日	60 t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		100 t-CO ₂

図Ⅲ-3-7 第5表の2の記入例（4/5：J-クレジット（無効化のみ）の例）

削減量の種別 ①	J-クレジット	
クレジット特定番号等 ②	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
JC-400-000-000-000-001 ~ 400-000-000-000-040	令和〇〇年〇月〇日	40 t-CO ₂
JC-400-000-000-000-101 ~ 400-000-000-000-160	令和〇〇年〇月〇日	-60 t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		-20 t-CO ₂

図Ⅲ-3-7 第5表の2の記入例（5/5：J-クレジット（無効化と移転）の例）

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

① 『削減量の種別』

調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の種別（国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）、グリーンエネルギーCO₂削減相当量又はJ-クレジット）を記入します。

② 『クレジット特定番号等』『無効化量又は移転量』等

国内認証排出削減量の種別ごとの表において、クレジット特定番号等及び無効化日又は移転日ごとに、『クレジット特定番号等』の欄に特定番号等を、『無効化日又は移転日』の欄に当該国内認証排出削減量を無効化した日付又は移転した日付を、『無効化量又は移転量』の欄に無効化した量又は移転した量をそれぞれ記入します。無効化した量は正の値、移転した量は負の値で記入します。

この表に記入した全ての国内認証排出削減量について、無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付して提出してください。なお、他の者が無効化した国内認証排出削減量については、当該他の者が自らの代わりに無効化をしたことに同意している場合には、報告の際に添付する書類に無効化を行った他の者の代表者印又は社印が押印されたものを提出してください。

また、国内認証排出削減量付きリース物品を調達し、リース事業者から当該国内認証排出削減量の無効化を行ったことを確認する資料を受領している場合についても、調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができます。ただし、無効化量の合計が1tCO₂未満の場合は調整に用いることはできません。

(ス) 第5表の3 国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

第5表の3は、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギーCO₂削減相当量に関する情報を記入します。

様式第1の第5表の3の記入例を図Ⅲ-3-8に示します。

なお、省エネ法に基づく特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定一第12表6の3に、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている事業者であってエネルギー使用量1,500kl/年以上の場合は、省エネ法定期報告書の認定一第5表6の3に、それぞれ記入します。

第5表の3 国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報		
種 別 ①	グリーンエネルギー二酸化炭素 削減相当量 ②	他人から供給された電気又は 熱の使用に伴って発生する二 酸化炭素の排出量 ③
グリーン熱証書	80 t-CO ₂	50 t-CO ₂

図Ⅲ-3-8 第5表の3の記入例

① 『種別』

グリーンエネルギー証書の種別（グリーン電力証書、グリーン熱証書）を記入します。算定に用いた種別が複数ある場合は、行を追加してください。

② 『グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量』

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度において認証された量を記入します。

③ 『他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量』

種別が「グリーン電力証書」の場合は、他人から供給された電気の使用に伴って発生するCO₂排出量を、種別が「グリーン熱証書」の場合は、他人から供給された熱の使用に伴って発生するCO₂排出量を、それぞれ記入します。

なお、電気又は熱の証書による控除に関してはそれぞれ上限が設けられております。具体的には、電気の場合には、令和6年4月以降に認証された「グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度において認証されたCO₂の量」のうちグリーン電力証書由来の量と、第5表の5に記入する非化石証書に基づく非化石証書二酸化炭素削減相当量の合計に対し、他人から供給された電気の使用に伴うCO₂排出量を上限とします。また、熱の場合には、令和6年4月以降に認証された「グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度において認証されたCO₂の量」のうちグリーン熱証書由来の量に対し、他人から供給された熱の使用に伴うCO₂排出量を上限とします。

(セ) 第5表の4 海外認証排出削減量に係る情報

第5表の4は、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた海外認証排出削減量に関する情報を記入します。

この表に記入した全ての海外認証排出削減量について、無効化を行ったことを確認できる資料を添付して提出してください。なお、他の者が無効化した海外認証排出削減量については、当該他の者が自らの代わりに無効化をしたことに同意している場合には、報告の際に添付する書類に無効化を行った他の者の代表者印又は社印が押印されたものを提出してください。

様式第1の第5表の4の記入例を図Ⅲ-3-9に示します。

なお、省エネ法に基づく特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定-第12表6の4に、認定管理統括事業者又は管理関係事業者認定されている事業者であってエネルギー使用量1,500kl/年以上の場合は、省エネ法定期報告書の認定-第5表6の4に、それぞれ記入します。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

第5表の4 海外認証排出削減量に係る情報		
削減量の種別 ①	JCM クレジット	
識別番号 ②	無効化日	無効化量
JCM-MN-JP-101-170-11111-2015-2015	令和〇〇年〇月〇日	70 t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		70 t-CO ₂

図Ⅲ-3-9 第5表の4の記入例

(ソ) 第5表の5 非化石電源二酸化炭素削減相当量

第5表の5は、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いる非化石電源二酸化炭素削減相当量に関する情報を記入します。

様式第1の第5表の5の記入例を図Ⅲ-3-10に示します。

調整後温室効果ガス排出量の調整においては、非化石電源二酸化炭素削減相当量（「非化石証書の量」×「全国平均係数」×「補正率」）を、「電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生するCO₂排出量」を上限に控除して算定します。ただし、第5表の3にグリーン電力証書由来のグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度において認証されたCO₂の量を記入する場合は、令和6年4月以降に認証された「グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度において認証されたCO₂の量」のうちグリーン電力証書由来の量と非化石証書に基づく非化石証書二酸化炭素削減相当量の合計に対し、他人から供給された電気の使用に伴うCO₂排出量を上限とします。

なお、電気事業者又は熱供給事業者と非化石証書で調整された係数で契約している場合は、当該係数を温対法様式第3表の4及び第3表の6に記載して報告します。（詳細は(キ)及び(ケ)を参照ください。）この場合、電気事業者又は熱供給事業者が係数調整に用いた証書の量等を特定排出者が報告する必要はありません。

省エネ法に基づく特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定一第12表6の5、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている事業者であってエネルギー使用量1,500kl/年以上の場合は、省エネ法定期報告書の認定一第5表6の5に、それぞれ記入します。

第5表の5 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種別 ①	非化石証書の量 ②	全国平均係数 ③	補正率 ③	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 ④
FIT 非化石証書	100,000 kWh	0.000433 t-CO ₂ /kWh	1.02	5,000 t-CO ₂

図Ⅲ-3-10 第5表の5の記入例

① 種別

調整に用いる非化石証書の種別を記載します。なお、複数の種別がある場合には、行を追加してください。

② 非化石証書の量

非化石証書の種別ごとに調整に使用する非化石証書の量を記載します。

使用できる非化石証書の量とは、報告年度6月の口座凍結時に非化石証書保有口座に所有する証書の量又は仲介事業者が発行する報告対象分の購入証書量の証明書に記載の量のうち、調整後温室効果ガス排出量の調整に使用する量です。他者に販売した証書や、電気事業者又は熱供給事業者が調整後排出係数の調整に使用した証書は使用することができません。

この表に記入した全ての非化石証書について、調整に使用する非化石証書の量を証明する資料を添付して提出してください。証明するものとして、6月の口座凍結後に、日本卸電力取引所から発行される非化石証書の口座残高証明書が利用可能です。仲介事業者より証書を購入した事業者については、日本卸電力取引所の口座残高証明書の代わりに、購入した仲介事業者が発行する、報告年度対象分の購入証書量の証明書が使用可能です。

③ 全国平均係数、補正率

全国平均係数及び補正率は、毎年度経済産業省及び環境省が公表する値を記載してください。これらの値は、本制度ホームページの「算定方法・排出係数一覧」ページにおいて電気事業者別排出係数一覧と一緒に公表されます。

※本制度ホームページ

電気事業者別排出係数一覧 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

④ 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生するCO₂排出量の算定方法については、Ⅱ-267ページを参照ください。

ここでいう「電気事業者」とは、下記に該当する事業者となります。

- ・電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

- ・同項第9号に規定する一般送配電事業者
- ・同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者

(タ) 第6表 特定排出者が設置する特定事業所の一覧

第6表は、事業者が設置している事業所のうち、特定事業所に該当する全ての事業所について、必要事項を記入します。ここで特定事業所とは、エネルギー使用量が1,500kl/年以上である事業所、又はエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスについてガスごとの排出量が3,000tCO₂/年以上である事業所のことです。このうち、第6表に記入する特定事業所は、エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスについて、ガスごとの排出量が3,000tCO₂/年以上である事業所を全て記入します。該当する特定事業所が11以上ある場合は、行を追加して記入します。

様式第1の第6表の記入例を図Ⅲ-3-11に示します。

なお、特定事業所のうちエネルギー使用量が1,500kl/年以上であり、エネルギー管理指定工場等に指定されている事業所については、省エネ法定期報告書の特定-第10表¹⁵に記入し、エネルギー使用量が1,500kl/年以上であり、エネルギー管理指定工場等に指定されていない事業所については特定-第11表¹⁶に記入します¹⁷。これらの事業所のうちエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスについて、ガスごとの排出量が3,000tCO₂/年以上である事業所については、上記のとおり様式第1の第6表にも記入します。

事業所番号	エネルギー管理指定工場等番号(指定区分)	事業所の名称	事業所の所在地	事業所において行われる事業	
				事業コード	事業の名称
① 1	② (第 種)	東京工場 ③	〒XXX-XXXX ④ 東京都港区虎ノ門X-X-X	2 6 6 1	⑤ 金属工作機械製造業
2	(第 種)		〒		

図Ⅲ-3-11 第6表の記入例

① 事業所番号

特定事業所が11以上ある場合は11以降の番号を順に記入します。

¹⁵ 省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている事業者であってエネルギー使用量が1,500kl/年以上の場合は、特定-第10表とともに認定-第3表にも記入します。

¹⁶ 省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている事業者であってエネルギー使用量が1,500kl/年以上の場合は、特定-第11表とともに認定-第4表にも記入します。

¹⁷ エネルギー起源CO₂排出量を報告する特定排出者が、省エネ法に基づく特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者のいずれの指定又は認定を受けていない場合であって、エネルギー使用量が1,500kl/年以上の特定事業所を有する場合は、省エネ法定期報告書ではなく温対法様式第1の第6表に記入します。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

② エネルギー管理指定工場等番号

当該事業所が省エネ法によりエネルギー管理指定工場等の指定が行われている事業所の場合は、エネルギー管理指定工場等の指定番号を記入します。また、この場合、第1種又は第2種のいずれか指定された区分を記入します。

③ 事業所の名称

当該事業所の名称を記入します。

④ 事業所の所在地

当該事業所の所在地の郵便番号及び住所（都道府県名から番地まで）を記入します。

⑤ 事業所において行われる事業

当該事業所において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記入します。2つ以上の業種に属する事業を行う事業所の場合は、そのうちの主たる事業について記入します。

なお、日本標準産業分類は、令和6年4月から改定されます。一部の業種では細分類の事業名又は番号が変更されますのでご注意ください。

第6表に記入した特定事業所については、当該事業所ごとの温室効果ガス算定排出量等も、(別紙)【特定事業所単位の報告】に記入して報告します。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

(3) (別紙)【特定事業所単位の報告】

第6表に記入した特定事業所ごとに当該事業所の排出量等を記入します。
様式第1別紙(表紙)の記入例を図Ⅲ-3-12に示します。

(ア) 別紙(表紙)

		事業所番号	① 1	
事業所の名称 (ふりがな) ② (前回の報告における名称)	とうきょうこうじょう 東京工場			
所在地 (ふりがな)	〒XXXX-XXXX ③ 東京 都道府県 港 市区町村			
事業所において行われる事業	金属工作機械製造業 ④			
特定排出者コード ⑤	X	X	X	X
都道府県コード ⑥	1	3	事業コード ⑦	2 6 6 1
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づくエネルギー管理指定工場等番号 ⑧				
温室効果ガス算定排出量	別紙第1表のとおり			
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること) ⑨	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること) ⑩	1. 有 2. 無	
担当者 (問合せ先) ⑪	部署	総務課		
	(ふりがな) 氏名	環境二郎		
	電話番号	03-XXXX-XXXX		

図Ⅲ-3-12 別紙(表紙)の記入例

① 『事業所番号』

第6表の事業所番号を記入します。

② 『事業所の名称』

報告の対象となる特定事業所名を記入します。なお、事業所名に含まれる事業者名は省略して記入します(例: 本社、霞ヶ関第一工場、丸の内製造所、日比谷営業所など)。

なお、事業所名の変更などで前回に報告した名称と異なっている場合にのみ、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業所の名称も記入します。

③ 『所在地』

報告の対象となる特定事業所の所在地の郵便番号及び住所(都道府県名から番地まで)を記

入します。

④ 『事業所において行われる事業』

報告の対象となる特定事業所で行われている事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入します。2つ以上の業種に属する事業を行っている事業所では、そのうちの主たる事業を1つのみ記入します。

なお、日本標準産業分類は、令和6年4月から改定されます。一部の業種では細分類の事業名又は番号が変更されますのでご注意ください。

ここでは、④と同様に排出量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。

⑤ 『特定排出者コード』

事業者ごとの番号で、本制度ホームページの「特定排出者コード番号検索」ページにおいて検索して得られる番号を数字9桁で記入します。なお、「特定排出者コード番号検索」ページにおいてコード番号を確認することができない場合には、同ホームページの「問合せ窓口」に記載の問合せ先にお問合せください。

地方公共団体とは別事業者として報告を行う地方公営企業や教育委員会等の組織については、地方公共団体とは別の特定排出者コードとなります。

※本制度ホームページ

特定排出者コード検索 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

問合せ窓口 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/questions>

⑥ 『都道府県コード』

報告の対象となる特定事業所が所在する都道府県のコード番号を数字2桁で記入します。

なお、都道府県ごとのコード番号は表Ⅲ-3-3のとおりです。

例：算定の対象となる事業所が東京都にある場合

都道府県コード：13

表Ⅲ-3-3 都道府県コード

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
01	北海道	13	東京都	25	滋賀県	37	香川県
02	青森県	14	神奈川県	26	京都府	38	愛媛県
03	岩手県	15	新潟県	27	大阪府	39	高知県
04	宮城県	16	富山県	28	兵庫県	40	福岡県
05	秋田県	17	石川県	29	奈良県	41	佐賀県
06	山形県	18	福井県	30	和歌山県	42	長崎県
07	福島県	19	山梨県	31	鳥取県	43	熊本県
08	茨城県	20	長野県	32	島根県	44	大分県
09	栃木県	21	岐阜県	33	岡山県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	34	広島県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	35	山口県	47	沖縄県
12	千葉県	24	三重県	36	徳島県		

⑦ 『事業コード』

報告の対象となる特定事業所での主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類の番号を数字4桁で記入します。なお、日本標準産業分類は、令和6年4月から改定されます。一部の業種では細分類の事業名又は番号が変更されますのでご注意ください。

例：算定の対象となる事業所の主たる事業が米作農業の場合

事業コード：0111

⑧ 『エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づくエネルギー管理指定工場等番号』

報告の対象となる特定事業所が、省エネ法に基づきエネルギー管理指定工場等に指定されている場合のみエネルギー管理指定工場等番号を記入します。指定されていない場合には何も記入しないでください。

⑨ 『権利利益の保護に係る請求の有無』

報告の対象となる特定事業所の排出量について、法第27条第1項に基づく権利利益の保護に係る請求を行わない場合は「2.無」に○印を付けます。権利利益の保護に係る請求を行う場合は、「1.有」に○印を付けます。なお、「1.有」に○印を付けた場合は、様式第1の2にも記入し、様式第1と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業所管省庁の本省窓口又は地方支分部局の窓口）に提出します。この欄で「2.無」に○印を付けた場合は、提出された特定事業所に係る情報は公表されます。

⑩ 『その他の関連情報の提供の有無』

報告の対象となる特定事業所の排出量に関して、法第32条第1項に基づき、排出量の増減の状況（増減の理由、増減の状況の評価等）などを報告する場合は、「1.有」に○印を付けます。なお、「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2にも記入し、様式第1と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業者の事業を所管する省庁の窓口（Ⅲ-89ページ参照））に提出します。

⑪ 『担当者（問合せ先）』

報告後、行政側から報告内容について問合せをさせていただくことがありますので、報告担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。

(イ) 別紙第1表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

特定事業所ごとの報告の対象となる温室効果ガスの区分ごとに、算定した排出量をCO₂に換算したトンの単位の整数値で記入します。なお、当該特定事業所の排出量として報告の対象とならないガス(3,000tCO₂未満のガス)については記入する必要はありません。

様式第1別紙第1表の記入例を図Ⅲ-3-13に示します。

		事業所番号	1
別紙第1表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量			
温室効果ガス算定排出量			
①エネルギー起源 CO ₂ (②を除く。)	②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO ₂	③非エネルギー起源 CO ₂ (④を除く。)	④廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO ₂
t-CO ₂	t-CO ₂	1,995 t-CO ₂	1,011 t-CO ₂
⑤CH ₄	⑥N ₂ O	⑦HFC	⑧PFC
t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	3,218 t-CO ₂
⑨SF ₆	⑩NF ₃	⑪エネルギー起源 CO ₂ (発電所等配分前)	
t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	

図Ⅲ-3-13 別紙第1表の記入例

① 『エネルギー起源 CO₂ (②を除く)』

以下の(A)~(C)に示すCO₂の排出量の合計量のうち、②の排出量を除く量をトン単位の量で記入します。なお、他人への電気又は熱の供給に係る排出量がある場合はその量を除いた量を記入します。

- (A) 燃料の使用に伴って発生するCO₂の排出量
- (B) 電気の使用に伴って発生するCO₂の排出量
- (C) 熱の使用に伴って発生するCO₂の排出量

なお、省エネ法により指定を受けた特定事業者若しくは特定連鎖化事業者又は認定を受けた認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者である特定排出者が、特定事業所のエネルギー起源CO₂排出量を報告する場合は、省エネ法定期報告書の指定一第10表1に記入し、温対法報告書への記入は不要です。

② 『廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂』

以下の(a)又は(b)に示す活動に伴って発生するCO₂排出量の合計量をトン単位の量で記入します。なお、他人への熱の供給に係る排出量がある場合はその量を除いた量を記入します。

- (a) 廃棄物の燃料としての使用
- (b) 廃棄物を原材料とする燃料の使用

これは、廃棄物の有効利用や化石燃料起源のCO₂排出削減の観点から、製造業を営む者その他の事業者において、積極的に廃棄物を化石燃料の代替燃料又は製品の原材料として用いる場合を区分して扱うものです。したがって、『廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO₂』欄に記入することができるのは、廃棄物が化石燃料に代えて燃焼の用に供される場合又は廃棄

物が製品の製造における原燃料利用という形で燃焼の用に供される場合（例えば、セメント工場における廃棄物の原燃料利用等）に限られます。

なお、省エネ法により指定を受けた特定事業者若しくは特定連鎖化事業者又は認定を受けた認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者である特定排出者が、特定事業所のエネルギー起源 CO₂ 排出量を報告する場合は、省エネ法定期報告書の指定一第 10 表 1 に記入し、温対法報告書への記入は不要です。

③ 『非エネルギー起源 CO₂ (④を除く)』

④に示す非エネルギー起源 CO₂ 以外の非エネルギー起源 CO₂ 排出量の合計量をトン単位の量で記入します。なお、非エネルギー起源 CO₂ 排出量を報告するのは、政省令に基づく算定方法及び排出係数により算定した③及び④に記載すべき非エネルギー起源 CO₂ 排出量の合計が 3,000tCO₂ 以上の場合です。

④ 『廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO₂』

廃棄物の焼却時に発生する熱を回収する場合において、廃棄物の焼却の活動に伴って発生する CO₂ の排出量の合計量をトン単位の量で記入します。

これは、上記②と同様に廃棄物の有効利用や化石燃料起源の CO₂ 排出削減の観点から、事業者において、積極的に廃棄物を化石燃料の代替燃料として用いる場合を区分して扱うものです。従って、『④廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO₂』欄に記入することができるのは、廃棄物の焼却処理を主目的として副次的にエネルギー回収を行う場合に限られます。例えば、廃棄物の焼却と併せて熱回収を行ったとしても、利用せずに排熱する等でそれを化石燃料に代えて活用できなかった場合などは、この欄の記入に該当しません。

⑤ 『CH₄』

メタン (CH₄) について算定した排出量の合計量を、CO₂ に換算したトン単位 (tCO₂) の量で記入します。なお、CH₄ の排出量 (tCH₄) を CO₂ の単位で表した排出量 (tCO₂) に換算するには、CH₄ 排出量 (tCH₄) に CH₄ の地球温暖化係数¹⁸である 28 を乗じます。

$$\text{CH}_4 \text{ の排出量 (tCH}_4) \times 28 = \text{CH}_4 \text{ の排出量 (tCO}_2)$$

⑥ 『N₂O』

一酸化二窒素 (N₂O) について算定した排出量の合計量を、CO₂ に換算したトン単位 (tCO₂) の量で記入します。なお、N₂O の排出量 (tN₂O) を CO₂ の単位で表した排出量 (tCO₂) に換算するには、N₂O 排出量 (tN₂O) に N₂O の地球温暖化係数である 265 を乗じます。

$$\text{N}_2\text{O の排出量 (tN}_2\text{O)} \times 265 = \text{N}_2\text{O の排出量 (tCO}_2)$$

¹⁸ 地球温暖化係数は、表Ⅱ-2-2 (Ⅱ-13 ページ) に一覧表があります。なお、地球温暖化係数について、令和 5 年度報告までの算定に適用する値と、令和 6 年度報告以降の算定に適用する値とは異なっています。本項⑤、⑥、⑨及び⑩で示している地球温暖化係数は、令和 6 年度報告以降に適用する値です。

⑦ 『HFC』

温室効果ガス算定排出量の欄には、政令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン（HFC）である物質について算定した排出量の合計量を、CO₂に換算したトン単位（tCO₂）の量で記入します。HFCの排出量をCO₂で表した排出量（tCO₂）に換算するには、HFCである物質ごとの排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じた量を合算します。

⑧ 『PFC』

温室効果ガス算定排出量の欄には、政令に定める温室効果ガスであるパーフルオロカーボン（PFC）である物質について算定した排出量の合計量を、CO₂に換算したトン単位（tCO₂）の量で記入します。PFCの排出量をCO₂の単位で表した排出量（tCO₂）に換算するには、PFCである物質ごとの排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じた量を合算します。

⑨ 『SF₆』

六ふっ化硫黄（SF₆）について算定した排出量の合計量を、CO₂に換算したトン単位（tCO₂）の量で記入します。なお、SF₆の排出量（tSF₆）をCO₂の単位で表した排出量（tCO₂）に換算するには、SF₆排出量（tSF₆）にSF₆の地球温暖化係数である23,500を乗じます。

$$\text{SF}_6\text{の排出量 (tSF}_6\text{)} \times 23,500 = \text{SF}_6\text{の排出量 (tCO}_2\text{)}$$

⑩ 『NF₃』

三ふっ化窒素（NF₃）について算定した排出量の合計量を、CO₂に換算したトン単位（tCO₂）の量で記入します。なお、NF₃の排出量（tNF₃）をCO₂の単位で表した排出量（tCO₂）に換算するには、NF₃排出量（tNF₃）にNF₃の地球温暖化係数である16,100を乗じます。

$$\text{NF}_3\text{の排出量 (tNF}_3\text{)} \times 16,100 = \text{NF}_3\text{の排出量 (tCO}_2\text{)}$$

⑪ 『エネルギー起源 CO₂（発電所等配分前）』

報告の対象となる特定事業所が、主たる事業として行う電気事業用の発電所又は主たる事業として行う熱供給事業用の熱供給施設を設置している場合にのみ記入します。

この欄には、燃料の使用に伴って発生するCO₂の排出量（他人への電気又は熱の供給に係るものも含む。）を記入します。ここでは、①又は②（Ⅲ-45 ページ参照）と異なり他人への電気又は熱の供給に係るものも含まれますので、誤って控除しないように注意してください。

なお、省エネ法により指定を受けた特定事業者若しくは特定連鎖事業者又は認定を受けた認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者である特定排出者が、特定事業所のエネルギー起源 CO₂（発電所等配分前）排出量を報告する場合は、省エネ法定期報告書の指定—第 10 表 2 に記入します。

- (ウ) 別紙第 2 表の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数
エネルギー起源 CO₂ 排出量を報告する事業所において、都市ガスの使用に伴う CO₂ 排出量

第三編 温室効果ガス排出量の報告方法

が含まれる場合、温室効果ガス算定排出量の算定に関し、都市ガスの使用に伴う CO₂ 排出量を算定した際に用いた排出係数、その係数の根拠を記入します。

すなわち、ガス事業者から都市ガスの供給を受けている場合は、ガス事業者ごとに基礎排出係数を記入します。

なお、省エネ法により指定を受けた特定事業者若しくは特定連鎖化事業者又は認定を受けた認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者である特定排出者が、特定事業所のエネルギー起源 CO₂ 排出量を報告する場合は、省エネ法定期報告書の指定一第 10 表 3 の 1 に記入します。

(エ) 別紙第 2 表の 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

エネルギー起源 CO₂ 排出量を報告する事業所において、他人から供給された電気の使用に伴う CO₂ 排出量が含まれる場合、温室効果ガス算定排出量の算定に関し、他人から供給された電気の使用に伴う CO₂ 排出量を算定した際に用いた排出係数、その係数の根拠を記入します。

すなわち、電気事業者等から電気の供給を受けている場合は、電気事業者等ごとに基礎排出係数を記入します。

なお、省エネ法により指定を受けた特定事業者若しくは特定連鎖化事業者又は認定を受けた認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者である特定排出者が、特定事業所のエネルギー起源 CO₂ 排出量を報告する場合は、省エネ法定期報告書の指定一第 10 表 3 の 2 に記入します。

(オ) 別紙第 2 表の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

エネルギー起源 CO₂ 排出量を報告する事業所において、他人から供給された熱の使用に伴う CO₂ 排出量が含まれる場合、温室効果ガス算定排出量の算定に関し、他人から供給された熱の使用に伴う CO₂ 排出量を算定した際に用いた排出係数、その係数の根拠を記入します。

すなわち、熱供給事業者から電気の供給を受けている場合は、熱供給事業者ごとに基礎排出係数を記入します。

なお、省エネ法により指定を受けた特定事業者若しくは特定連鎖化事業者又は認定を受けた認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者である特定排出者が、特定事業所のエネルギー起源 CO₂ 排出量を報告する場合は、省エネ法定期報告書の指定一第 10 表 3 の 3 に記入します。

(カ) 別紙第 3 表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

別紙第 1 表に記入した排出量の算定において、政省令に規定されている算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合にのみ記入します。

様式第 1 別紙第 3 表の記入例を図 III-3-1 4 に示します。

なお、省エネ法により指定を受けた特定事業者若しくは特定連鎖化事業者又は認定を受けた認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者である特定排出者が、特定事業所のエネルギー起源 CO₂ 排出量を報告する場合であって、エネルギー起源 CO₂ に関して記入する場合は、省エネ法定期報告書の指定一第 10 表 4 に記入します。

別紙第3表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数	
温室効果ガスである物質の区分 ①	当該算定方法又は係数の内容 ②
非エネルギー起源 CO ₂ ①	<p>【廃棄物の焼却】 廃油の焼却の排出係数を省令に定める 2.93 ではなく、当社で実測から求めた 2.85 として算定した。 ②</p>
N ₂ O	<p>【麻酔剤の使用】 N₂O の分解処理を行っているため、下記算定式及び係数により排出量を算定した。 $\text{N}_2\text{O 排出量}(\text{tN}_2\text{O}) = \text{麻酔剤としての N}_2\text{O 使用量}(\text{tN}_2\text{O}) \times (1 - \text{N}_2\text{O 分解率} \times \text{分解装置稼働率})$ N₂O 分解率：〇〇% 分解装置稼働率：〇〇%</p>
PFC	<p>【半導体素子等の製造に伴う PFC の使用】 FT-IR 法により〇社製のガス計測器を用いてプロセス装置と除害装置の組合せごとに年 2 回実測した結果、PFC-14 の排出係数 0.75、除害効率 0.92 であったため、次式を用いて排出量を算定した。 $\text{PFC 排出量} = \text{PFC-14 使用量} \times \text{排出係数 } 0.75 \times (1 - \text{除害効率 } 0.92)$</p>

図Ⅲ-3-14 別紙第3表の記入例

① 『温室効果ガスである物質の区分』

政省令に規定されている算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は係数を用いた温室効果ガスの区分（以下のいずれか）を記入します。

- ・ エネルギー起源 CO₂
- ・ 非エネルギー起源 CO₂
- ・ CH₄（メタン）
- ・ N₂O（一酸化二窒素）
- ・ HFC（ハイドロフルオロカーボン類）
- ・ PFC（パーフルオロカーボン類）
- ・ SF₆（六ふっ化硫黄）
- ・ NF₃（三ふっ化窒素）

② 『当該算定方法又は係数の内容』

次のいずれかに該当する場合に、その内容についての説明を、それぞれわかりやすく記入します。なお、1 ページに収まらない場合は、複数ページになっても構いません。

(A) 政省令に規定されている算定方法と異なる算定方法を用いて算定した場合

政省令に規定されている算定方法と異なる算定方法を用いて算定した場合は、排出量の算定に用いた算定方法がどのような内容かを記入します。なお、排出量を実測により把握している場合は、実測の方法に関して測定方法、使用した測定機器などの情報を記入します。

(B) 算定省令に規定されている排出係数や単位発熱量と異なる係数を用いて算定した場合

排出係数や単位発熱量を実測により把握している場合には、実測の方法に関して、測定方

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

法、使用した測定機器、サンプリング方法などの情報を記入するとともに、実測により得られた排出係数又は単位発熱量の数値を記入します。

また、燃料の供給者から、算定省令に規定されている排出係数や単位発熱量と異なる排出係数や単位発熱量の数値を得られ、その値を用いて排出量の算定を行った場合には、排出量の算定に用いた排出係数又は単位発熱量について、どこから得られた数値であるかを記入するとともに、その排出係数又は単位発熱量の数値を記入します。

3.2.2 省エネ法様式第9（定期報告書（抜粋））

様式第9は、省エネ法により特定事業者若しくは特定連鎖化事業者に指定された事業者又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者に認定された事業者が報告する様式です。この様式では、事業者全体に係る報告の部分（特定事業者又は特定連鎖化事業者の場合：特定－第1表～特定－第12表、認定管理統括事業者又は管理関係事業者であってエネルギー使用量1,500kl/年以上の場合：認定－第1表～認定－第5表）と、エネルギー管理指定工場等¹⁹ごとに係る報告の部分（指定－第1表～指定－第10表）とで構成されています。なお、認定管理統括事業者が提出する様式第9における特定－第2表～特定－第12表については、認定管理統括事業者及び全ての管理関係事業者のエネルギー使用量、エネルギー起源CO₂排出量等を合わせた分を報告します。

ここでは、様式第9のうち特定事業者又は特定連鎖化事業者の温室効果ガス排出量（エネルギー起源CO₂及び調整後温室効果ガス排出量）の報告に関する部分（特定－第12表及び指定－第10表）についての記入要領を示します。認定管理統括事業者又は管理関係事業者であってエネルギー使用量1,500kl/年以上の者が報告する認定－第5表については、次ページ以降の特定－第12表の記入要領に準じてください。

なお、次ページ以降の省エネ法様式第9は、令和6年4月1日施行の省エネ法施行規則に基づくものです。

¹⁹ エネルギー管理指定工場等の指定を受けていないがエネルギー使用量が原油換算1,500kl/年以上の工場等を含みます。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

(1) 特定－第 12 表「事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等」の記入要領

特定－第 12 表は、特定事業者又は特定連鎖事業者が事業者全体の排出量等を報告する様式で特定－第 12 表 1 から特定－第 12 表 7 で構成されています。特定－第 12 表 1 の記入例を図Ⅲ-3-15 に示します。

なお、認定管理統括事業者又は管理関係事業者であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上の者が報告する認定－第 5 表についても、特定－第 12 表 1 から特定－第 12 表 7 と同様に認定－第 5 表 1 から認定－第 5 表 7 で構成されています。認定－第 5 表の記入に当たっては特定－第 12 表の記入要領に準じてください。

					排出年度： XX 年度		
1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量							
番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素		
					廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素	
事業者全体	主たる事業	製鋼・製鋼圧延業 ③			① 44,362 t-CO ₂	② 1,270 t-CO ₂	
	細分類番号 ④	2	2	2			1
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣 ⑤					
	商標又は商号等	⑥					
1	工場等に係る事業の名称	製鋼・製鋼圧延業 ⑦			① 41,215 t-CO ₂	② 1,270 t-CO ₂	
	細分類番号 ⑧	2	2	2			1
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣 ⑨					
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等			2,939 t-CO ₂		
	細分類番号	2	2	0			0
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣					
3	工場等に係る事業の名称	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			207 t-CO ₂		
	細分類番号	2	2	0			9
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣					

図Ⅲ-3-15 特定－第 12 表 1 の記入例

(ア) 『排出年度』

温室効果ガス排出量算定の対象となる年度（西暦）を記入します。

例：令和6年（2024年）7月に令和5年度（2023年度）分の排出量の報告を行う場合
排出年度：2023年度

(イ) 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

① 『廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素』

エネルギー起源 CO₂ 排出量のうち、②の排出量を除く量をトンの単位の整数値（小数点以下切り捨て）で記入します。ここで、エネルギー起源 CO₂ 排出量とは、以下の(A)～(C)に示す CO₂ の排出量の合計量です。なお、他人への電気又は熱の供給に係る排出量がある場合はその量を除いた量を記入します。

(A) 燃料の使用に伴って発生する CO₂ の排出量

(B) 電気の使用に伴って発生する CO₂ の排出量

(C) 熱の使用に伴って発生する CO₂ の排出量

事業者全体の欄には、事業者全体におけるエネルギー起源 CO₂ 排出量のうち、②の排出量を除く量を記入します。

番号1～3の欄には、事業者において行っている事業分類ごとにエネルギー起源 CO₂ 排出量を記入します。なお、事業者において行っている事業分類が4分類以上ある場合は番号3の下に記入欄を追加して事業分類ごとに記入します。この場合、番号欄に4以降の番号を順に記入します。

② 『廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素』

以下の(a)又は(b)に示す活動に伴って発生する CO₂ 排出量の合計量をトン単位の量で記入します。なお、他人への熱の供給に係る排出量がある場合はその量を除いた量を記入します。

(a) 廃棄物の燃料としての使用

(b) 廃棄物を原材料とする燃料の使用

これは、廃棄物の有効利用や化石燃料起源の CO₂ 排出削減の観点から、製造業を営む者その他の事業者において、積極的に廃棄物を化石燃料の代替燃料又は製品の原材料として用いる場合を区分して扱うものです。したがって、『廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂』欄に記入することができるのは、廃棄物が化石燃料に代えて燃焼の用に供される場合又は廃棄物が製品の製造における原燃料利用という形で燃焼の用に供される場合（例えば、セメント工場における廃棄物の原燃料利用等）に限られます。

事業者全体の欄には、事業者全体における廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂ 排出量を記入します。

番号1～3の欄には、事業者において行っている事業分類ごとに廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂ 排出量を記入します。なお、事業者において行っている事業分類が4分類

以上ある場合は番号3の下に記入欄を追加して事業分類ごとに記入します。この場合、番号欄に4以降の番号を順に記入します。

③ 『主たる事業』

事業者で行われている事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入します。2つ以上の業種に属する事業を行っている場合は、そのうちの主たる事業を1つのみ記入します。

なお、日本標準産業分類は、令和6年4月から改定されます。一部の業種では細分類の事業名又は番号が変更されますのでご注意ください。

また、主たる事業の考え方については、Ⅲ-24 ページのコラムをご参照ください。

エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスの報告も必要な特定事業者の場合、様式第1【特定排出者単位の報告】表紙の「特定排出者の主たる事業」に記入した事業と同一の事業を記入してください。

④ 『細分類番号』

上記③で記入された主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類の番号を数字4桁で記入します。なお、日本標準産業分類は、令和6年4月から改定されます。一部の業種では細分類の事業名又は番号が変更されますのでご注意ください。

例：算定の対象となる事業者の主たる事業が米作農業の場合

事業コード：0111

⑤ 『当該事業を所管する大臣』

上記③で記入された主たる事業について、当該事業を所管する大臣を記入します。なお、「主務大臣」や大臣の個人名などとは記入しないでください。

例：算定の対象となる事業者の主たる事業が自動車製造業の場合

特定排出者の主たる事業を所管する大臣： 経済産業大臣

⑥ 『商標又は商号等』

省エネ法に基づく特定連鎖化事業者該当する場合にあっては、当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示を記入します。

自社が特定連鎖化事業者該当するかどうかは指定状況一覧で確認ができます。

※ 省エネ法に基づく特定事業者等指定状況

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/004/

⑦ 『工場等に係る事業の名称』

番号1～3（4以降を追加する場合を含む。）の欄においては、事業者で行われている事業の名称を日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入します。なお、日本標準産業分類は、令和6年4月から改定されます。一部の業種では細分類の事業名又は番号が変更されますので

ご注意ください。

また、この欄に記載する事業の考え方については、Ⅲ-24 ページのコラムをご参照ください。

⑧ 『細分類番号』

上記⑦で記入された主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類の番号を数字4桁で記入します。なお、日本標準産業分類は、令和6年4月から改定されます。一部の業種では細分類の番号又は事業名が変更されますのでご注意ください。

⑨ 『当該事業を所管する大臣』

上記⑦で記入された主たる事業について、当該事業を所管する大臣を記入します。なお、「主務大臣」や大臣の個人名などは記入しないでください。

(ウ) 2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している
特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

特定一第12表2は、電気事業用の発電所又は熱供給事業用の熱供給施設を設置している事業者のみ記入します。特定一第12表2の記入欄を図Ⅲ-3-16に示します。

該当する事業者については、エネルギー起源CO₂排出量のうち、事業者全体における燃料の使用に伴って発生するCO₂の排出量をトンの単位の整数値（小数点以下切り捨て）で記入します。なお、ここでは、(イ)と異なり他人への電気又は熱の供給に係る分も含めた排出量を記入します。

記入要領については(イ)と同じです。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

図Ⅲ-3-16 特定-第12表2の記入欄

(エ) 3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

特定-第12表3は、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより調整した調整後温室効果ガス排出量をトン（tCO₂）単位の量で記入します。調整温室効果ガス後排出量の算定方法については、Ⅱ-265 ページを参照ください。特定-第12表3の記入例を図Ⅲ-3-17に示します。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	33,953 t-CO ₂
--------------	---------------------------------

図Ⅲ-3-17 特定-第12表3の記入例

(オ) 4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

特定-第12表4の1は、エネルギー起源CO₂排出量のうち、都市ガスの使用に伴うCO₂排出量の算定に用いた排出係数を記入します。特定-第12表4の1の記入例を図Ⅲ-3-18に示

します。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値 ①	係数の根拠 ②	係数の適用範囲 ③
t-CO ₂ /千 m ³ x.xx	Aガスの基礎排出係数	〇〇地域の工場等
y.yy	Bガスの基礎排出係数	△△地域の工場等
:	:	:

図Ⅲ-3-18 特定-第12表4の1の記入例

① 『係数の値』

都市ガスの使用に伴うCO₂排出量が含まれる場合、温室効果ガス算定排出量の算定に関し、都市ガスの使用に伴うCO₂排出量を算定した際に用いた排出係数を記入します。

すなわち、ガス事業者から都市ガスの供給を受けている場合は、供給を受けているガス事業者ごとの基礎排出係数を記入します。

② 『係数の根拠』

①で記入した排出係数の根拠を記入します。

ガス事業者A社から都市ガスの供給を受けている場合は、「A社の基礎排出係数」と記入します。

③ 『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入します。

(カ) 4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

特定-第12表4の2は、調整後温室効果ガスの排出量の算定において、都市ガスの使用に伴うCO₂排出量の算定に用いた排出係数を記入します。特定-第12表4の2の記入例を図Ⅲ-3-19に示します。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値 ①	係数の根拠 ②	係数の適用範囲 ③
t-CO ₂ /千 m ³ v.vv	Aガスの調整後排出係数	〇〇地域の工場等
w.ww	Bガスの調整後排出係数	△△地域の工場等
:	:	:

図Ⅲ-3-19 特定-第12表4の2の記入例

① 『係数の値』

都市ガスの使用に伴う CO₂ 排出量が含まれる場合、調整後温室効果ガス排出量の算定に関し、都市ガスの使用に伴う CO₂ 排出量を算定した際に用いた排出係数を記入します。

すなわち、ガス事業者から都市ガスの供給を受けている場合は、供給を受けているガス事業者ごとの調整後排出係数を記入します。

② 『係数の根拠』

①で記入した排出係数の根拠を記入します。

ガス事業者 A 社から都市ガスの供給を受けている場合は、「A 社の調整後排出係数」と記入します。

③ 『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入します。

(キ) 4 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

特定一第 12 表 4 の 3 は、エネルギー起源 CO₂ 排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う CO₂ 排出量の算定に用いた排出係数を記入します。特定一第 12 表 4 の 3 の記入例を図Ⅲ-3-20 に示します。

4 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数		
係数の値 ①	係数の根拠 ②	係数の適用範囲 ③
t-CO ₂ /kWh 0.000xxx	C 電力の基礎排出係数	〇〇地域の工場等
0.000yyy	D 電力の基礎排出係数	△△地域の工場等
:	:	:

図Ⅲ-3-20 特定一第 12 表 4 の 3 の記入例

① 『係数の値』

他人から供給された電気の使用に伴う CO₂ 排出量が含まれる場合、温室効果ガス算定排出量の算定に関し、他人から供給された電気の使用に伴う CO₂ 排出量を算定した際に用いた排出係数を記入します。

すなわち、電気事業者等から電気の供給を受けている場合は、供給を受けている電気事業者等ごとの基礎排出係数を記入します。

② 『係数の根拠』

①で記入した排出係数の根拠を記入します。

電気事業者 A 社から電気の供給を受けている場合は、「A 社の基礎排出係数」と記入します。

③ 『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入します。

(ク) 4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

特定一第 12 表 4 の 4 は、調整後温室効果ガスの排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う CO₂ 排出量の算定に用いた排出係数を記入します。特定一第 12 表 4 の 4 の記入例を図Ⅲ-3-2 1 に示します。

4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数		
係数の値 ①	係数の根拠 ②	係数の適用範囲 ③
t-CO ₂ /kWh 0.000xxx	C 電力の調整後排出係数	○○地域の工場等
0.000yyy	D 電力のメニューK の調整後排出係数	△△地域の工場等
:	:	:

図Ⅲ-3-2 1 特定一第 12 表 4 の 4 の記入例

① 『係数の値』

他人から供給された電気の使用に伴う CO₂ 排出量が含まれる場合、調整後温室効果ガス排出量の算定に関し、他人から供給された電気の使用に伴う CO₂ 排出量を算定した際に用いた排出係数を記入します。

すなわち、電気事業者等から電気の供給を受けている場合は、供給を受けている電気事業者等ごとの調整後排出係数を記入します。

② 『係数の根拠』

①で記入した排出係数の根拠を記入します。

電気事業者 A 社から電気の供給を受けている場合は、「A 社の調整後排出係数」と記入します。

③ 『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入します。

(ケ) 4の5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

特定一第 12 表 4 の 5 は、エネルギー起源 CO₂ 排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う CO₂ 排出量の算定に用いた排出係数を記入します。特定一第 12 表 4 の 5 の記入例を図Ⅲ-3-2 2 に示します。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

4の5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値 ①	係数の根拠 ②	係数の適用範囲 ③
t-CO ₂ /GJ 0.0xx	E熱供給の基礎排出係数	〇〇地域の工場等
0.0yy	F熱供給の基礎排出係数	△△地域の工場等
:	:	:

図Ⅲ-3-2 2 特定一第12表4の5の記入例

① 『係数の値』

他人から供給された熱の使用に伴う CO₂排出量が含まれる場合、温室効果ガス算定排出量の算定に関し、他人から供給された熱の使用に伴う CO₂排出量を算定した際に用いた排出係数を記入します。

すなわち、熱供給事業者から熱の供給を受けている場合は、供給を受けている熱供給事業者ごとの基礎排出係数を記入します。

② 『係数の根拠』

①で記入した排出係数の根拠を記入します。

熱供給事業者A社から熱の供給を受けている場合は、「A社の基礎排出係数」と記入します。

③ 『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入します。

(コ) 4の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

特定一第12表4の6は、調整後温室効果ガスの排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う CO₂排出量の算定に用いた排出係数を記入します。特定一第12表4の6の記入例を図Ⅲ-3-2 3に示します。

4の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値 ①	係数の根拠 ②	係数の適用範囲 ③
t-CO ₂ /GJ 0.0xx	E熱供給の調整後排出係数	〇〇地域の工場等
0.0yy	F熱供給の調整後排出係数	△△地域の工場等
:	:	:

図Ⅲ-3-2 3 特定一第12表4の6の記入例

① 『係数の値』

他人から供給された熱の使用に伴う CO₂ 排出量が含まれる場合、調整後温室効果ガス排出量の算定に関し、他人から供給された熱の使用に伴う CO₂ 排出量を算定した際に用いた排出係数を記入します。

すなわち、熱供給事業者から熱の供給を受けている場合は、供給を受けている熱供給事業者ごとの調整後排出係数を記入します。

② 『係数の根拠』

①で記入した排出係数の根拠を記入します。

熱供給事業者A社から熱の供給を受けている場合は、「A社の調整後排出係数」と記入します。

③ 『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入します。

(サ) 5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

特定一第 12 表 5 は、エネルギー起源 CO₂ 排出量の算定において、政省令に規定されている算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合にのみ記入します。特定一第 12 表 5 の記入例を図Ⅲ-3-2 4 に示します。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容	
燃焼の使用 (A重油)	A重油の排出係数について、算定省令の 0.0193 tC/GJ ではなく、燃料供給事業者が実測により把握した排出係数 0.0xxx tC/GJ を用いた。

図Ⅲ-3-2 4 特定一第 12 表 5 の記入例

(シ) 6 の 1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

特定一第 12 表 6 の 1 は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量を記入します。なお、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いることができるクレジット量は、表Ⅲ-3-2 (Ⅲ-33 ページ) をご参照ください。特定一第 12 表 6 の 1 の記入例を図Ⅲ-3-2 5 に示します。

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量	
種 別 ①	合 計 量
1. 国内クレジット	100 t-CO ₂
2. オフセット・クレジット (J-VER)	100 t-CO ₂
3. グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量	50 t-CO ₂
4. J-クレジット	100 t-CO ₂
5. JCM クレジット	50 t-CO ₂
6. 非化石電源二酸化炭素削減相当量	30 t-CO ₂

図Ⅲ-3-25 特定一第12表6の1の記入例

① 種別の欄

種別の欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の種類ごとの合計量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量を記入します。ここで、国内認証排出削減量とは国内クレジット、オフセット・クレジット (J-VER)、グリーンエネルギーCO₂削減相当量及びJ-クレジット、海外認証排出削減量とは JCM クレジットです。なお、国内クレジット、オフセット・クレジット (J-VER)、グリーンエネルギーCO₂削減相当量又はJ-クレジットのうち、複数を調整に用いた場合は、それぞれ区分して記入します。また、非化石電源二酸化炭素削減相当量とは、特定事業所排出者が調達した非化石証書の量に毎年度経済産業省及び環境省が公表する全国平均係数及び補正率を乗じて得られるCO₂の量です。

さらに、国内認証排出削減量を調整後温室効果ガス排出量の調整に用いた場合は、6の2にも国内認証排出削減量に係る情報をその種類ごとに記入するとともに、国内認証排出削減量のうちグリーンエネルギーCO₂削減相当量を調整後温室効果ガス排出量の調整に用いた場合は6の3にも記入します。また、海外認証排出削減量を調整後温室効果ガス排出量の調整に用いた場合は6の4、非化石電源二酸化炭素削減相当量を調整後温室効果ガスの調整に用いた場合は6の5に、それぞれ記入します。

(ス) 6の2 国内認証排出削減量に係る情報

特定一第12表6の2は、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量に関する情報を記入します。なお、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の種類ごとに記入します。したがって、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の種類が2つ以上ある場合は、表を追加して記入します。

自らが創出した国内認証排出削減量（森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証されたものを除く。）のうち他者へ移転した量を報告する場合には、負の値で記入します。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

特定－第12表6の2の記入例を図Ⅲ-3-26に示します。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報		
削減量の種別 ①	国内クレジット	
クレジット特定番号等 ②	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
KC-300-000-000-000-001 ~ 300-000-000-000-060	令和〇〇年〇月〇日	100 t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		100 t-CO ₂

図Ⅲ-3-26 特定－第12表6の2の記入例（1/5：国内クレジットの例）

削減量の種別 ①	オフセット・クレジット（J-VER）	
クレジット特定番号等 ②	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
JP-000-000-000-000-001 ~ 000-000-000-000-100	令和〇〇年〇月〇日	100 t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		100 t-CO ₂

図Ⅲ-3-26 特定－第12表6の2の記入例（2/5：J-VERの例）

削減量の種別 ①	グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量	
クレジット特定番号等 ②	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
12XY001-120425-00000101 ~ 12XY001-120425-00000150	令和〇〇年〇月〇日	50 t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		50 t-CO ₂

図Ⅲ-3-26 特定－第12表6の2の記入例（3/5：グリーンエネルギーCO₂削減相当量の例）

削減量の種別 ①	J-クレジット	
クレジット特定番号等 ②	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
JC-000-000-000-000-001 ~ 000-000-000-000-040	令和〇〇年〇月〇日	100 t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		100 t-CO ₂

図Ⅲ-3-26 特定－第12表6の2の記入例（4/5：J-クレジット（無効化のみ）の例）

削減量の種別 ①	J-クレジット	
クレジット特定番号等 ②	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
JC-000-000-000-000-001 ~ 000-000-000-000-040	令和〇〇年〇月〇日	-100 t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		-100 t-CO ₂

図Ⅲ-3-26 特定-第12表6の2の記入例（5/5：J-クレジット（移転のみ）の例）

① 『削減量の種別』

調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の種別（国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）、グリーンエネルギーCO₂削減相当量又はJ-クレジット）を記入します。

② 『クレジット特定番号等』『無効化量又は移転量』等

国内認証排出削減量の種類ごとの表において、クレジット特定番号等及び無効化日又は移転日ごとに、『クレジット特定番号等』の欄に特定番号等を、『無効化日又は移転日』の欄に当該国内認証排出削減量を無効化した日付又は移転した日付を、『無効化量又は移転量』の欄に無効化した量又は移転した量をそれぞれ記入します。無効化量は正の値、移転量は負の値で記入します。

この表に記入した全ての国内認証排出削減量について、無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付して提出してください。なお、他の者が無効化した国内認証排出削減量については、当該他の者が自らの代わりに無効化をしたことに同意している場合には、報告の際に添付する書類に無効化を行った他の者の代表者印又は社印が押印されたものを提出してください。

また、国内認証排出削減量付きリース物品を調達し、リース事業者から当該国内認証排出削減量の無効化を行ったことを確認する資料を受領している場合についても、調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができます。ただし、無効化量の合計が1tCO₂未満の場合は調整に用いることはできません。

(セ) 6の3 国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

6の3は、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギーCO₂削減相当量に関する情報を記入します。

特定-第12表6の3の記入例を図Ⅲ-3-27に示します。

6の3 国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報		
種別 ①	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量 ②	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 ③
グリーン熱証書	80 t-CO ₂	50 t-CO ₂

図Ⅲ-3-27 特定-第12表6の3の記入例

① 『種別』

グリーンエネルギー証書の種別（グリーン電力証書、グリーン熱証書）を記入します。算定に用いた種別が複数ある場合は、行を追加してください。

② 『グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量』

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度において認証された量を記入します。

③ 『他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量』

種別が「グリーン電力証書」の場合は、他人から供給された電気の使用に伴って発生するCO₂排出量を、種別が「グリーン熱証書」の場合は、他人から供給された熱の使用に伴って発生するCO₂排出量を、それぞれ記入します。

なお、電気又は熱の証書による控除に関してはそれぞれ上限が設けられております。具体的には、電気の場合には、令和6年4月以降に認証された「グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度において認証されたCO₂の量」のうちグリーン電力証書由来の量と、特定-第12表6の5に記入する非化石証書に基づく非化石証書二酸化炭素削減相当量の合計に対し、他人から供給された電気の使用に伴うCO₂排出量を上限とします。また、熱の場合には、令和6年4月以降に認証された「グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度において認証されたCO₂の量」のうちグリーン熱証書由来の量に対し、他人から供給された熱の使用に伴うCO₂排出量を上限とします。

(ソ) 6の4 海外認証排出削減量に係る情報

特定-第12表6の4は、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた海外認証排出削減量に関する情報を記入します。

この表に記入した全ての海外認証排出削減量について、無効化を行ったことを確認できる資料を添付して提出してください。なお、他の者が無効化した海外認証排出削減量については、当該他の者が自らの代わりに無効化をしたことに同意している場合には、報告の際に添付する書類に無効化を行った他の者の代表者印又は社印が押印されたものを提出してください。

特定-第12表6の4の記入例を図Ⅲ-3-28に示します。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

6の4 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別 ①	JCM クレジット	
識別番号 ②	無効化日	無効化量
JCM-MN-JP-101-150-11111-2015-2015	令和〇〇年〇月〇日	50 t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		50 t-CO ₂

図Ⅲ-3-28 特定一第12表6の4の記入例

(タ) 6の5 非化石電源二酸化炭素削減相当量

6の5は、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いる非化石電源二酸化炭素削減相当量に関する情報を記入します。

特定一第12表6の5の記入例を図Ⅲ-3-29に示します。

調整後温室効果ガス排出量の調整においては、非化石電源二酸化炭素削減相当量（「非化石証書の量」×「全国平均係数」×「補正率」）を、「電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生するCO₂排出量」を上限に控除して算定します。ただし、特定一第12表6の3にグリーン電力証書由来のグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度において認証されたCO₂の量を記入する場合は、令和6年4月以降に認証された「グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証されたCO₂の量」のうちグリーン電力証書由来の量と非化石証書に基づく非化石証書二酸化炭素削減相当量の合計に対し、他人から供給された電気の使用に伴うCO₂排出量を上限とします。

なお、電気事業者又は熱供給事業者と非化石証書で調整された係数で契約している場合は、当該係数を特定一第12表4の4及び4の6に記載して報告します（詳細は(ク)及び(コ)を参照ください。）。この場合、電気事業者又は熱供給事業者が係数調整に用いた証書の量等を特定排出者が報告する必要はありません。

6の5 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別 ①	非化石証書の量 ②	全国平均係数 ③	補 正 率 ③	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 ④
FIT 非化石証書	100,000 kWh	0.000433 t-CO ₂ /kWh	1.02	5,000 t-CO ₂

図Ⅲ-3-29 特定一第12表6の5の記入例

第三編 温室効果ガス排出量の報告方法

① 種別

調整に用いる非化石証書の種別を記載します。なお、複数の種別がある場合には、行を追加してください。

② 非化石証書の量

非化石証書の種別ごとに調整に使用する非化石証書の量を記載します。

使用できる非化石証書の量とは、報告年度6月の口座凍結時に非化石証書保有口座に所有する証書の量又は仲介事業者が発行する報告対象分の購入証書量の証明書に記載の量のうち、調整後温室効果ガス排出量の調整に使用する量です。他者に販売した証書や、電気事業者又は熱供給事業者が調整後排出係数の調整に使用した証書は使用することができません。

この表に記入した全ての非化石証書について、調整に使用する非化石証書の量を証明する資料を添付して提出してください。証明するものとして、6月の口座凍結後に、日本卸電力取引所から発行される非化石証書の口座残高証明書が利用可能です。仲介事業者より証書を購入した事業者については、日本卸電力取引所の口座残高証明書の代わりに、購入した仲介事業者が発行する、報告年度対象分の購入証書量の証明書が使用可能です。

③ 全国平均係数、補正率

全国平均係数及び補正率は、毎年度経済産業省及び環境省が公表する値を記載してください。これらの値は、本制度ホームページの「算定方法・排出係数一覧」ページにおいて電気事業者別排出係数一覧と一緒に公表されます。

※本制度ホームページ

電気事業者別排出係数一覧 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

④ 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生するCO₂排出量の算定方法については、II-265ページを参照ください。

ここでいう「電気事業者」とは、下記に該当する事業者となります。

- ・電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者
- ・同項第9号に規定する一般送配電事業者
- ・同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者

(チ) 7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

特定一第12表7は、権利利益の保護の請求の有無及びその他の関連情報の提供の有無を記入します。特定一第12表7の記入例を図III-3-30に示します。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無			
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	① 1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	② 1. 有 2. 無

図Ⅲ-3-30 特定-第12表7の記入例

① 『権利利益の保護に係る請求の有無』

報告する事業者の排出量等について、法第27条第1項に基づく権利利益の保護に係る請求を行わない場合は「2.無」に○印を付けます。権利利益の保護に係る請求を行う場合は、「1.有」に○印を付けます。「1.有」に○印を付けた場合は、温対法の様式第1の2にも記入し、定期報告書様式第9と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業者の事業を所管する省庁の窓口（Ⅲ-89 ページ参照））に提出します。なお、複数の事業を行っている場合には、それぞれ全ての事業所管大臣に同一の報告書を提出します。この欄で「2.無」に○印を付けた場合は、提出された情報は公表されます。

② 『その他の関連情報の提供の有無』

報告する排出量等に関して、法第32条第1項に基づき、排出量の増減の状況（増減の理由、増減の状況の評価等）などを報告する場合は、「1.有」に○印を付けます。「1.有」に○印を付けた場合は、温対法の様式第2にも記入し、定期報告書様式第9と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業者の事業を所管する省庁の窓口（Ⅲ-89 ページ参照））に提出します。なお、複数の事業を行っている場合には、それぞれ全ての事業所管大臣に同一の報告書を提出します。

(2) 指定-第10表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

指定-第10表は、エネルギー管理指定工場等²⁰ごとの排出量等を報告する様式で指定-第10表1から指定-第10表5で構成されています。

(ア) 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

指定-第10表1の記入例を図Ⅲ-3-31に示します。

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量		
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	① 24,002 t-CO ₂
	棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素	② 1,130 t-CO ₂

図Ⅲ-3-31 指定-第10表1の記入例

²⁰ エネルギー管理指定工場等の指定を受けていないがエネルギー使用量が原油換算1,500kl/年以上の工場等を含みます。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

①『廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素』

当該エネルギー管理指定工場等における以下の(A)～(C)に示す CO₂ 排出量の合計量のうち、②の排出量を除く量をトン単位の量で記入します。なお、他人への電気又は熱の供給に係る排出量がある場合はその量を除いた量を記入します。

- (A) 燃料の使用に伴って発生する CO₂ の排出量
- (B) 電気の使用に伴って発生する CO₂ の排出量
- (C) 熱の使用に伴って発生する CO₂ の排出量

②『廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素』

以下の(a)又は(b)に示す活動に伴って発生する CO₂ 排出量の合計量をトン単位の量で記入します。なお、他人への熱の供給に係る排出量がある場合はその量を除いた量を記入します。

- (a) 廃棄物の燃料としての使用
- (b) 廃棄物を原材料とする燃料の使用

これは、廃棄物の有効利用や化石燃料起源の CO₂ 排出削減の観点から、製造業を営む者その他の事業者において、積極的に廃棄物を化石燃料の代替燃料又は製品の原材料として用いる場合を区分して扱うものです。したがって、『廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂』欄に記入することができるのは、廃棄物が化石燃料に代えて燃焼の用に供される場合又は廃棄物が製品の製造における原燃料利用という形で燃焼の用に供される場合（例えば、セメント工場における廃棄物の原燃料利用等）に限られます。

(イ) 2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

指定一第 10 表 2 は、当該エネルギー管理指定工場等が、主たる事業として行う電気事業用の発電所又は主たる事業として行う熱供給事業用の熱供給施設を設置している場合にのみ記入します。指定一第 10 表 1 の記入例を図Ⅲ-3-3 2 に示します。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量	
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂

図Ⅲ-3-3 2 指定一第 10 表 2 の記入欄

この欄には、燃料の使用に伴って発生する CO₂ の排出量（他人への電気又は熱の供給に係るものも含む。）を記入します。ここでは、(イ) と異なり他人への電気又は熱の供給に係るものも含むので、誤って控除しないように注意してください。

(ウ) 3 の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

指定一第 10 表 3 の 1 は、エネルギー起源 CO₂ 排出量のうち、都市ガスの使用に伴う CO₂ 排

第三編 温室効果ガス排出量の報告方法

出量の算定に用いた排出係数を記入します。指定一第 10 表 3 の 1 の記入例を図Ⅲ-3-3 3 に示します。

3 の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数		
係数の値 ①	係数の根拠 ②	係数の適用範囲 ③
t-CO ₂ /千 m ³ x.xx	A ガスの基礎排出係数	〇〇地域の工場等
:	:	:

図Ⅲ-3-3 3 指定一第 10 表 3 の 1 の記入例

① 『係数の値』

当該エネルギー管理指定工場等において、都市ガスの使用に伴う CO₂排出量が含まれる場合、温室効果ガス算定排出量の算定に関し、都市ガスの使用に伴う CO₂排出量を算定した際に用いた排出係数を記入します。

すなわち、ガス事業者から都市ガスの供給を受けている場合は、ガス事業者ごとの基礎排出係数を記入します。

② 『係数の根拠』

①で記入した排出係数の根拠を記入します。

ガス事業者 A 社から都市ガスの供給を受けている場合は、「A 社の基礎排出係数」と記入します。

③ 『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入します。

(エ) 3 の 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

指定一第 10 表 3 の 2 は、エネルギー起源 CO₂排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う CO₂排出量の算定に用いた排出係数を記入します。指定一第 10 表 3 の 2 の記入例を図Ⅲ-3-3 4 に示します。

3 の 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数		
係数の値 ①	係数の根拠 ②	係数の適用範囲 ③
t-CO ₂ /kWh 0.000xxx	C 電力の基礎排出係数	〇〇地域の工場等
:	:	:

図Ⅲ-3-3 4 指定一第 10 表 3 の 2 の記入例

① 『係数の値』

当該エネルギー管理指定工場等において、他人から供給された電気の使用に伴う CO₂排出量が含まれる場合、温室効果ガス算定排出量の算定に関し、他人から供給された電気の使用に伴う CO₂排出量を算定した際に用いた排出係数を記入します。

すなわち、電気事業者等から電気の供給を受けている場合は、電気事業者等ごとの基礎排出係数を記入します。

② 『係数の根拠』

①で記入した排出係数の根拠を記入します。

電気事業者A社から電気の供給を受けている場合は、「A社の基礎排出係数」と記入します。

③ 『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入します。

(オ) 3の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

指定一第10表3の3は、エネルギー起源 CO₂排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う CO₂排出量の算定に用いた排出係数を記入します。指定一第10表3の3の記入例を図Ⅲ-3-35に示します。

3の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数		
係数の値 ①	係数の根拠 ②	係数の適用範囲 ③
0.0xx t-CO ₂ /GJ	E熱供給の基礎排出係数	〇〇地域の工場等
:	:	:

図Ⅲ-3-35 指定一第10表3の3の記入例

① 『係数の値』

当該エネルギー管理指定工場等において、他人から供給された熱の使用に伴う CO₂排出量が含まれる場合、温室効果ガス算定排出量の算定に関し、他人から供給された熱の使用に伴う CO₂排出量を算定した際に用いた排出係数を記入します。

すなわち、熱供給事業者から熱の供給を受けている場合は、熱供給事業者ごとの基礎排出係数を記入します。

② 『係数の根拠』

①で記入した排出係数の根拠を記入します。

熱供給事業者A社から熱の供給を受けている場合は、「A社の基礎排出係数」と記入します。

③ 『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入します。

(カ) 4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

指定一第 10 表 4 は、エネルギー起源 CO₂ 排出量の算定において、政省令に規定されている算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合にのみ記入します。指定一第 10 表 4 の記入例を図Ⅲ-3-3 6 に示します。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容	
燃焼の使用 (A 重油)	A 重油の排出係数について、算定省令の 0.0193 tC/GJ ではなく、燃料供給事業者が実測により把握した排出係数 0.0xxx tC/GJ を用いた。

図Ⅲ-3-3 6 指定一第 10 表 4 の記入例

次のいずれかに該当する場合に、その内容についての説明を、それぞれわかりやすく記入します。なお、1 ページに収まらない場合は、複数ページになっても構いません。

(A) 政省令に規定されている算定方法と異なる算定方法を用いて算定した場合

政省令に規定されている算定方法と異なる算定方法を用いて算定した場合は、排出量の算定に用いた算定方法がどのような内容かを記入します。なお、排出量を実測により把握している場合は、実測の方法に関して測定方法、使用した測定機器などの情報を記入します。

(B) 算定省令に規定されている排出係数や単位発熱量と異なる係数を用いて算定した場合

排出係数や単位発熱量を実測により把握している場合には、実測の方法に関して、測定方法、使用した測定機器、サンプリング方法などの情報を記入するとともに、実測により得られた排出係数又は単位発熱量の数値を記入します。

また、燃料の供給者から、算定省令に規定されている排出係数や単位発熱量と異なる排出係数や単位発熱量の数値を得られ、その値を用いて排出量の算定を行った場合には、排出量の算定に用いた排出係数又は単位発熱量について、どこから得られた数値であるかを記入するとともに、その排出係数又は単位発熱量の数値を記入します。

(キ) 5 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

指定一第 10 表 5 は、権利利益の保護の請求の有無及びその他の関連情報の提供の有無を記入します。指定一第 10 表 5 の記入例を図Ⅲ-3-3 7 に示します。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

5 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無			
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	① 1. 有	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	② 1. 有
	2. 無		2. 無

図Ⅲ-3-37 指定-第10表5の記入例

① 『権利利益の保護に係る請求の有無』

報告の対象となるエネルギー管理指定工場等の排出量について、法第 27 条第 1 項に基づく権利利益の保護に係る請求を行わない場合は「2.無」に○印を付けます。権利利益の保護に係る請求を行う場合は、「1.有」に○印を付けます。なお、「1.有」に○印を付けた場合は、温対法の様式第 1 の 2 にも記入し、定期報告書様式第 9 と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業所管省庁の本省窓口又は地方支分部局の窓口）に提出します。この欄で「2.無」に○印を付けた場合は、提出されたエネルギー管理指定工場等に係る情報は公表されます。

② 『その他の関連情報の提供の有無』

報告の対象となるエネルギー管理指定工場等の排出量に関して、法第 32 条第 1 項に基づき、排出量の増減の状況（増減の理由、増減の状況の評価等）などを報告する場合は、「1.有」に○印を付けます。なお、「1.有」に○印を付けた場合は、温対法の様式第 2 にも記入し、定期報告書様式第 9 と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業者の事業を所管する省庁の窓口（Ⅲ-89 ページ参照））に提出します。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

3.2.3 温対法様式第1の2（権利利益の保護に係る請求書）

様式第1の2は権利利益の保護に係る請求を行う場合のみ提出が必要です。

事業者全体の排出量等について権利利益保護の請求を行う場合は、事業者で1枚作成し、事業者の報告に添えて提出します。特定事業所の排出量について権利利益保護の請求を行う場合は、権利利益の保護に係る請求を行う事業所ごとに1枚作成し、事業者の報告に添えて提出します。また、いずれの場合も請求に係る温室効果ガスである物質ごとに提出します。

ここで、権利利益保護の対象となる排出量等とは、表Ⅲ-3-4に示す事項です。

表Ⅲ-3-4 権利利益保護の対象となる排出量等

請求に係る対象	権利利益保護の対象となる排出量等
特定排出者 (事業者全体)	<ul style="list-style-type: none">・温室効果ガスのガス別の算定排出量（基礎排出量）・調整後温室効果ガス排出量・国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、海外認証排出削減量の種別ごとの合計量、非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量
特定事業所	<ul style="list-style-type: none">・温室効果ガスのガス別の算定排出量（基礎排出量）

様式第1の2の記入例を図Ⅲ-3-38に示します。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

様式第1の2（第6条及び第15条関係）

※受理日	年 月 日
※整理番号	⑦
※結果	
※決定通知日	年 月 日

権利利益の保護に係る請求書

① ××年×月×日

経済産業大臣（関東経済産業局長） 殿②

請求者

（ふりがな）

住 所 〒100-00XX ③

とうきょうとちよだくかすみがせき
東京都千代田区霞が関×-×-×

（ふりがな）
氏 名

かんきょうかぶしきがいしゃ
環境株式会社

だいいょうとりしまりやくしやちよう かんきょう たろう
代表取締役社長 環境 太郎

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の規定により、同法第26条第1項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量に代えて、同法第27条第1項で定めるところにより合計した量をもって同法第28条第1項の規定による通知を行うことを請求します。

公にされることにより権利利益が害されるおそれがあると思料する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量若しくは第4条第2項第12号に掲げる事項	
（温室効果ガスの名称）メタン ④	④ 4,300 t-CO ₂
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利利益が害されるおそれがあると思料する権利利益の具体的な内容を記載する。 <p>⑤</p>	
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求に係る温室効果ガス算定排出量等の情報が通常一般に入手できない状態にあることの説明 ・ 権利利益が害されるおそれがあると思料する背景となる事情（温室効果ガスである物質が排出される活動、排出の具体的な態様、競争事情等） ・ 請求に係る温室効果ガス算定排出量等の情報が公にされることにより請求の権利利益が害される具体的な事情 <p>⑥</p>	

図Ⅲ-3-38 様式第1の2の記入例

① 『年月日』

様式第1の2の事業所管大臣への請求年月日（窓口提出の場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。

② 『宛先』

請求を行う事業者において行っている事業を所管している大臣名（Ⅲ-89 ページ参照）を記

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

入します。また、提出窓口が当該所管省庁の地方支分部局の場合は、大臣名の後に（ ）書きで該当する地方支分部局長名を記入します。（例：経済産業大臣（関東経済産業局長）など）
なお、「主務大臣」や大臣の個人名などは記入しないでください。

③ 『請求者（住所、氏名）』

請求者は、権利利益保護の請求に係る事業者（企業、会社、団体等）です。なお、この欄では提出日（請求日）時点のものを記入します。

『住所』：事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

『氏名』：事業者名（登記上の名称）及びその代表者の役職名・氏名（ふりがな）を記入します。

なお、請求者は、権利利益保護の請求に係る温室効果ガス排出量の算定を担当する部署の長など事業者の温室効果ガス排出量の算定に責任を有する者に請求者の代理人として委任することができます。この場合には、図Ⅲ-3-39のように記入します。報告に委任状を添付する必要はありません（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください）。

権利利益の保護に係る請求書	
	平成XX年XX月XX日
経済産業大臣（関東経済産業局長） 殿 請求者	
(ふりがな) 住 所	〒100-XXXX 東京都千代田区霞が関X-X-X
(ふりがな) 氏 名	環境株式会社 代表取締役社長 環境 太郎
代理人	環境 本部長 環境 二郎 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

注：請求者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記載してください。

図Ⅲ-3-39 請求者の代理人を委任している場合の請求者欄の記入例

④ 『公にされることにより権利利益が害されるおそれがあると思料する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量若しくは第4条第2項第12号に掲げる事項』

権利利益保護の請求に係る事項が算定排出量の場合は、「温室効果ガスの名称」及び「温室効果ガス算定排出量」をそれぞれ記載してください。

権利利益保護の請求に係る事項が調整後温室効果ガス排出量の場合は、「温室効果ガスの名称」欄に「調整後温室効果ガス排出量」と記入するとともに、その排出量を記入してください。

権利利益保護の請求に係る事項が国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量の場合は、「温室効果ガスの名称」欄に請求に係る国内認証排出削減量の種別、海外認証排出削減量の種別又は非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別を記入するとともに、国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を記入してください。

⑤ 『権利利益が害されるおそれがあると思料する理由』

少なくとも、「害されるおそれがあると思料する権利利益の具体的な内容」について記載してください。

⑥ 『権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実』

少なくとも、以下については記載してください。

- ・ 請求に係る温室効果ガス算定排出量等の情報が通常一般に入手できない状態にあることの説明
- ・ 権利利益が害されるおそれがあると思料する背景となる事情（温室効果ガスである物質が排出される活動、排出の具体的な態様、競争事情等）
- ・ 請求に係る温室効果ガス算定排出量等の情報が公にされることにより請求の権利利益が害される具体的な事情

また、この欄に書き切れないような場合には、別に資料を添付することができます。

⑦ 『※受理日』、『※整理番号』、『※結果』及び『※決定通知日』

この欄には記入しないでください。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

3.2.4 温対法様式第2（温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報）

様式第2の提出は事業者の任意です。事業者は必要に応じ、事業者（企業、会社、団体）ごと又は特定事業所ごとに1枚作成し、温対法様式第1又は省エネ法定期報告書に添えて提出します。

なお、この様式第2により事業所管大臣へ提供される情報の内容は、環境大臣及び経済産業大臣により公表されます。

様式第2の記入例を図Ⅲ-3-40に示します。

様式第2（第11条及び第19条関係）

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報

① ××年×月×日

経済産業大臣（関東経済産業局長） 殿 ②

提供者 （ふりがな） 住 所 〒100-00XX ③
とうきょうとちよだくかすみがせき
東京都千代田区霞が関×-×-×

（ふりがな） 氏名又は名称 かんきょうかぶしきがいしゃ
環境株式会社

法人番号 **XXXXXXXXXXXX**

代表者の氏名 だいひょうとりしまりやくしゃちょう かんきょう たるう
代表取締役社長 環境 太郎

地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

- この情報は、特定排出者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。
- この情報は、当事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。

該当するいずれかの番号を記載 ④	1
特定排出者コード ⑤	XXXXXXXXXX
事業所番号 ⑥	1
エネルギー管理指定工場等番号 ⑦	
事業所の名称 ⑧	

図Ⅲ-3-40 様式第2の記入例（1/7）

1. 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報 ⑨

エネルギーの使用に伴って発生するCO₂排出量が、前年度に比較し、10%増加したが、XX製品の製造量が前年比で150%増加となったためである。

2. 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報 ⑩

XX製品に係る製造量あたりのCO₂排出原単位の増減については、弊社ホームページ（URL：xxxx）及び令和XX年版環境報告書を参照されたい。

3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報 ⑪

① 省エネルギーの取組状況

省エネ対策の強化、省エネ行動の推進により、省エネルギーを推進する計画を策定している。

詳細URL

URL：xxxx

② 再生可能エネルギーの使用状況

〇〇工場の電力使用量のうち35%が自社太陽光発電システムからの電力を用いている。

詳細URL

URL：xxxx

③ エネルギー転換の状況（電化、燃料転換等）

XX製品の生産ラインについては、2025年までに重油ボイラーから電力への変更を検討している。

詳細URL

URL：xxxx

図Ⅲ-3-40 様式第2の記入例（2/7）

④ その他の実施した措置（工業プロセスの変更、農業方法の変更等）

XX製品の生産ラインの見直しや効率化、工場の空調機器の見直しにより消費エネルギー量の削減に取り組んでいる。

詳細URL

URL : xxxx

4. 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報^⑫

〇〇ガスの算定方法は、〇〇モデルによる手法で算定を行っている。

5. 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量並びに吸収量等に関する情報 ^⑬

(1) 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量に関する情報

① サプライチェーン排出量算定・削減の取組

**弊社のサプライチェーン排出量については下記のHPを参照されたい。
なお、算定したところ、サプライチェーン排出量のうち、Scope3の占める割合
が大きい。特にScope3の輸送部門の削減が課題である。**

詳細URL

URL : xxxx

② 企業グループ全体の温室効果ガスの排出量

XXXXXXXXX t-CO₂

算定対象範囲（国内事業者のみ、国外事業者も含む等） その他の詳細

当グループ企業の国外事業所も含む。

詳細URL

図Ⅲ-3-40 様式第2の記入例 (3/7)

(2) 他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報

XX製品は従来品に比較し省エネ型であり、これを使用することにより製品ユーザのエネルギー使用量は、従来型に比較しXX%削減できる。詳細は下記弊社ホームページを参照されたい。

詳細URL

URL : xxxx

(3) 調整後温室効果ガス排出量の調整に活用したクレジット以外のクレジットの取得・活用に関する状況

弊社では、ボランタリークレジットを使用したカーボンニュートラルLNGを使用している。

詳細URL

URL : xxxx

(4) 自らの温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報

弊社が所有している森林の吸収量は年間〇〇tCO₂と算定できる。算定方法は、林野庁HP (URL:〇〇) の方法を用いている。

詳細URL

URL : xxxx

図Ⅲ-3-40 様式第2の記入例 (4/7)

6. 温室効果ガスの排出量等の信頼性向上に関する情報 ⑭

① 温室効果ガスの排出量等に対する自らの確認に関する情報

弊社ではサステナビリティ推進本部を設置して、専門知識を持つ社員を育成し、データ適正化に取り組んでいる。

詳細URL

② 温室効果ガスの排出量等に対する第三者による検証又は保証に関する情報

排出量については、XX検査機関により検証済み。

詳細URL

URL : xxxx

7. 気候変動関連の目標、計画及び情報開示に関する情報 ⑮

(1) 気候変動関連の目標に関する情報

長期目標から順に記載すること

目標 1	目標年又は年度	2030	年又は年度
	基準年又は年度	2013	年又は年度
	目標詳細（目標の対象、目標値等）	事業活動による温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する	
	目標に対する進捗状況	202x年度の排出量は2013年度比で25%削減となっている。	

詳細URL

URL : xxxx

図Ⅲ-3-40 様式第2の記入例 (5/7)

目標 2	目標年又は年度	2025	年又は年度
	基準年又は年度	—	年又は年度
	目標詳細（目標の対象、目標値等）	〇〇事業所で用いる電力について、50%を太陽光発電などの再生可能エネルギー由来の電力とする。	
	目標に対する進捗状況	2022年度については、使用電力量のうち、35%が太陽光発電からの電力となっている。	
	詳細URL	URL : xxxx	

(2) 気候変動関連の計画に関する情報

弊社では、202x年に〇〇〇〇計画を策定し、脱炭素に取り組んでいる。	

詳細URL

URL : xxxx

(3) 気候変動関連の情報開示に関する情報

① TCFD提言への賛同

賛同している

② 具体的な情報開示の取組状況

202x年度より弊社HPでTCFD提言に沿った情報開示を予定している。	

詳細URL

URL : xxxx

図Ⅲ-3-40 様式第2の記入例 (6/7)

8. その他の情報 ⑩

JCM事業としてXX国のXXプロジェクトを行っている。	

担当者（問合せ先） ⑪

部 署	環境部〇〇係
ふりがな	かんきょう よしお
氏 名	環境 良男
電話番号	03-XXXX-XXXX

※受理年月日	⑫ 年 月 日	※処理年月日	年 月 日
--------	---------	--------	-------

図Ⅲ-3-40 様式第2の記入例（7/7）

① 『年月日』

様式第2の事業所管大臣への提供年月日（窓口に出す場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。

② 『宛先』

事業者において行っている事業（2つ以上ある場合は各事業）を所管している大臣名（Ⅲ-89 ページ参照）を記入します。また、提出窓口が当該所管省庁の地方支分部局の場合は、大臣名の後に（ ）書きで該当する地方支分部局長名を記入します（例：経済産業大臣（関東経済産業局長）など）。

なお、「主務大臣」や大臣の個人名などは記入しないでください。

③ 『提供者（住所、氏名又は名称、法人番号、代表者の氏名）』

提供者は、事業者（企業、会社、団体等）です。この欄では提出日（提供日）時点のものを記入します。

『住所』：事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

『氏名又は名称』：事業者名（登記上の名称とふりがな）、個人の場合は氏名（ふりがな）を記入します。

『法人番号』：13桁の法人番号を記入します。

『代表者の氏名』：事業者の代表者の役職名・氏名を記入します。

④ 『提供情報の範囲』

様式第2に記載される情報が、(1)事業者（企業、会社、団体）全体に関するもの場合は「1」を、(2)特定事業所のみに関するもの場合は「2」を、それぞれ右端の□内に記入します。

具体的には、報告を行う特定排出者に応じ、以下のようになります。

(A) 特定事業所排出者

事業者全体に関する情報について提供する場合は「1」を、特定事業所に関する情報について提供する場合は「2」を、それぞれ記入します。

(B) 特定輸送排出者

事業者に関する情報について提供する場合として、「1」を記入します。

⑤ 『特定排出者コード』

温対法の様式第1（Ⅲ-17 ページ）と同様に、特定排出者ごとの番号（数字9桁）です。本制度ホームページの「特定排出者コード番号検索」ページにおいて検索して得られる番号を数字で記入します。なお、「特定排出者コード検索」ページにおいてコード番号を確認することができない場合には、同ホームページの「問合せ窓口」に記載の問合せ先にお問合せください。

※本制度ホームページ

特定排出者コード検索 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

問合せ窓口 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/questions>

⑥ 『事業所番号』

④『提供情報の範囲』に「2」を記入した場合であって、提供の対象となる特定事業所が様式第1の第6表に記載されている場合は、該当する特定事業所の事業所番号を記入します。

⑦ 『エネルギー管理指定工場等番号』

④『提供情報の範囲』に「2」を記入した場合であって、提供の対象となる特定事業所が省エネ法に基づくエネルギー管理指定工場等に該当する場合のみ同法に基づく指定番号を記入します。

⑧ 『事業所の名称』

④『提供情報の範囲』に「2」を記入した場合は、提供の対象となる特定事業所の名称を記入します。

⑨～⑯の欄に関する共通事項

これらの欄については、以下の⑨～⑯に示す情報を記入することができます。ただし、製品の販売のための広告等、法の規定の趣旨に反した情報は記入できません。

また、⑨～⑯の全ての欄に記入する必要はありません。

さらに、各欄とも記載した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記入するなどにより、各欄への記入は簡潔にまとめて行うよう努めてください。

⑨ 『温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報』

温室効果ガス算定排出量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記入することができます。

例えば、算定排出量が大きく増加した場合に、増加の理由を記入することができます。

⑩ 『温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報』

温室効果ガス排出原単位の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記入することができます。

例えば、算定排出量は増加しているものの排出原単位が低下している場合に、その状況を記入することができます。

<温室効果ガス排出原単位とは>

温室効果ガス排出原単位とは、温室効果ガスの排出量を、生産数量や建物延床面積など、当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値のことで、

$$\text{温室効果ガス排出原単位} = \frac{\text{温室効果ガスの排出量}}{\text{(生産数量、延床面積など)}}$$

温室効果ガス排出原単位の例

- ・ 製造品出荷額当たりの排出量
- ・ 生産数量当たりの排出量
- ・ 建物延床面積当たりの排出量
- ・ 輸送トンキロ当たりの排出量

⑪ 『温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報』

この欄には、省エネルギーの取組状況、再生可能エネルギーの使用状況、エネルギー転換の状況、その他の実施した措置について、削減効果と併せて記載することができます。

- ・ 事業者又は特定事業所における省エネルギー対策その他の取組状況
- ・ 太陽光発電やバイオマス燃料等の再生可能エネルギーの使用状況
- ・ 電化や燃料転換等のエネルギー転換の状況

なお、温室効果ガスの排出削減のための個別対策の導入による削減効果を評価する方法については、対策の種類によって様々な考え方がありますが、個々の対策の実態に即した合理的な方法により評価する必要があります。例えば、対策前の排出量と対策後の排出量の差を求める方法の他、対策によって削減効果が見込まれる期間に影響を受ける電源が想定できる場合には当該電源の排出係数を電気の削減量に乗じて算定する方法などがあります。

⑫ 『温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報』

温室効果ガス算定排出量、温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報の欄に記載した温室効果ガス排出原単位及び温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄に記載した削減効果の算定方法の詳細や、算定に必要なデータを把握する具体的方法について記載することができます。また、政省令で定める算定方法・排出係数と異なる算定方法（実測、モデル計算等）・排出係数を用いて排出量を算定した場合、その詳細についても記載することができます。

⑬ 『温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量並びに吸収量等に関する情報』

⑬-1 『温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量に関する情報』

サプライチェーン排出量（Scope1 排出量（事業者自らが直接的に排出する温室効果ガスの量）、Scope2 排出量（他者から供給された電気又は熱の使用に伴い間接的に排出する温室効果ガスの量）及び Scope3 排出量（Scope2 排出量以外で事業者が間接的に排出する温室効果ガスの量）の合計量をいう。）の算定・削減の取組、企業グループ全体の温室効果ガスの排出量について記載することができます。企業グループ全体の温室効果ガスの排出量に関しては、算定対象とした企業グループの範囲等についても併せて記載することができます。

⑬-2 『他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報』

この欄には、他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量について、削減貢献量の算定方法の詳細と併せて記載することができます。

⑬-3 『調整後温室効果ガス排出量の調整に活用したクレジット以外のクレジットの取得・活用に関する状況』

この欄には、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量として定められたクレジット以外のクレジットの取得・活用の状況について記載することができます。

⑬-4 『自らの温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報』

この欄には、自らの森林経営等による温室効果ガス吸収の取組、吸収量及び炭素貯蔵の取組並びにその貯蔵量について記載することができます。吸収量等の記載に当たっては、その算定方法についても記載してください。

⑭ 『温室効果ガスの排出量等の信頼性向上に関する情報』

温室効果ガスの排出量等に対する自らの確認又は第三者による検証若しくは保証の有無について、また、それらがある場合は、確認、検証又は保証の対象や実施された手続等その具体的

内容について記載することができます。

⑮ 『気候変動関連の目標、計画及び情報開示に関する情報』

⑮-1 『気候変動関連の目標に関する情報』

この欄には、温室効果ガスの排出量の削減目標等の気候変動対策に関する目標について、目標年又は年度、基準年又は年度、目標の対象、目標値、目標に対する進捗状況を含めて記載することができます。

また、SBTi（企業がパリ協定と整合した温室効果ガスの排出量の削減目標を設定し、認定を取得する国際的なイニシアティブ）の認定取得状況、RE100（企業が事業で使用する全ての電力を再生可能エネルギー由来の電力で賄うことを目指す国際的なイニシアティブ）への参加状況等についても記載することができます。

3つ以上の目標を記載する場合は、記載欄を追加してください。

⑮-2 『気候変動関連の計画に関する情報』

この欄には、温室効果ガスの排出量の削減及び吸収に関する計画・戦略、ビジネスモデルの転換又は技術開発・イノベーションの取組状況・計画について記載することができます。

⑮-3 『気候変動関連の情報開示に関する情報』

この欄には、TCFD 提言（TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が 2017 年に公表した「Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」をいう。）への賛同、具体的な情報開示の取組状況について記載することができます。

⑯ 『その他の情報』

この欄には、上記のいずれの欄にも記載しなかった温室効果ガスの排出の量の削減等に関する情報について記載することができます。

⑰ 『担当者（問合せ先）』

提供後、行政側から報告内容について問合せをさせていただくことがありますので、提供担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。なお、様式第1に記入した担当者（Ⅲ-21 ページ ⑩参照）と同一である場合は記入する必要はありません。

⑱ 『※受理年月日』及び『※処理年月日』

この欄には記入しないでください。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

4. 提出先一覧

報告等に関する書類の提出先である事業所管大臣については、報告等に係る特定排出者が行う事業の内容によって判断します。

各事業所管大臣が所管する事業は、下表に示すとおりです。なお、表中で※印があるものは経済産業大臣と共管になります。また、下記一覧によっても事業所管大臣が不明のときは、直接各省庁にお尋ねください。

※省エネ法の報告は、事業所管大臣の他に経済産業大臣へも提出する必要があります。

表Ⅲ-4-1 事業別所管大臣の一覧（令和6年4月1日時点）(1/3)

事業所管大臣	所管する事業
内閣総理大臣	警察庁 ●自動車運転教習所 ●警備保障 ●風俗営業（事業内容により経済産業大臣、厚生労働大臣または農林水産大臣と共管） ●質屋 ●中古品の売買
	金融庁 ●特定目的会社（SPC） ●銀行、信託、証券、保険、貸金その他の金融業 →労働金庫、労働金庫連合会は厚生労働大臣と共管 ●投資コンサルタント※ →投資顧問業は内閣総理大臣（金融庁）専管 ●クレジットカード（キャッシング・サービスを含むものに限る。）※ →キャッシング・サービスを含まない場合は経済産業大臣専管
	こども家庭庁 ●児童福祉事業 ●障害者福祉事業（障害児を対象とするものに限る。）
総務大臣	●信書送達業（郵便法第5条に定める信書の引受、収集区分及び配達を業として行うこと） ●放送業 ●電気通信に関する事業（電信電話回線を利用する事業を含む。） ●通信工事（国土交通大臣と共管） ●宝くじの販売
財務大臣	●酒類、たばこ又は塩の製造、販売または輸出入※ ●通関業※
文部科学大臣	●出版業※ →印刷物の企画、製作は出版に該当しない。 ●著作権に関する事業 ●出版物の製造、製作 ●学校、英会話教室、料理教室等（教材販売を行うものは経済産業大臣と共管） →文化センター、カルチャーセンター等広く個人を対象とする教育を行うのは文部科学大臣所管、企業内教育の研究、開発、企画、実施、企業内セミナー、社員研修講座の企画、実施は文部科学大臣は不要 ●宗教団体、宗教団体事務所 ●学術・文化団体 ●スポーツ振興投票券（スポーツくじ）の販売 ●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、環境大臣と共管）
厚生労働大臣	●次に掲げるものの製造、売買、リース※、輸出入※ ・医薬品（動、植物用を除く。） ・医薬品の原材料、薬草（栽培等は農林水産大臣と共管） ・医薬部外品 ・食品添加物（農林水産大臣と共管） ・化粧品（研究開発に限る。）※ ・食肉加工製品（農林水産大臣と共管） ・栄養食品（農林水産大臣と共管） ・健康食品（農林水産大臣と共管） ・医療・衛生用ゴム製品（製造についても※） ・医療用機器（動物用を除く。製造、売買、リースとも※） ・眼鏡、コンタクトレンズ ・健康維持用品※ ●飲食店（農林水産大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣（警察庁）とも共管） ●旅館、ホテル（国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの）を除く。） ●洗濯 ●理容 ●美容 ●公衆、特殊浴場 ●映画館※ ●劇場 ●興行場 ●臨床検査 ●社会保険、社会福祉事業（更正保護事業、児童福祉事業、障害者福祉事業（障害児を対象とするものに限る。）を含まない。） ●情報・調査その他保健、医療、衛生に関する事業（病院等） ●労働金庫、労働金庫連合会（内閣総理大臣（金融庁）と共管） ●職業紹介事業 →船員については国土交通大臣専管 ●労働者派遣事業 →船員については国土交通大臣専管

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

表Ⅲ-4-1 事業別所管大臣の一覧（令和6年4月1日時点）(2/3)

事業所管大臣	所管する事業
農林水産大臣	<p>●農林水産（畜産を含む。） ●農林水産物（畜産物を含む。）の売買、輸出入※</p> <p>●次に掲げるものの製造（機器、加工真珠、木材チップまたは、たる・おけ材は※）、売買（機器、加工真珠または木材チップは※）、または輸出入※、リース※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料品、飲料（酒類は含まない。）（飲食店は厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣（警察庁）とも共管） →飲食料品を主に販売するスーパー、小売業は農林水産大臣所管。百貨店・総合スーパーは経済産業大臣専管 ・食用アミノ酸 ・グルタミン酸ソーダ ・イーストまたは酵母剤 ・動植物油脂 ・飼料 ・氷 ・肥料※ ・農薬（厚生労働大臣と共管） ・動、植物用医薬品 ・動植物用医療機器 ・農機具※ ・温室 ・園芸用品 ・生糸 ・麻のねん糸 ・木材 ・木製品（木材チップ、たる・おけ材を含み、塗装した単板・合板を含まない。） →塗装した単板・合板は経済産業大臣専管 ・真珠（養殖・加工剤を含む。） ・装身具（真珠を含む場合に限る。）※ →装身具（真珠を含まない場合）は経済産業大臣専管 ・栄養食品（厚生労働大臣と共管） ・健康食品（厚生労働大臣と共管） ・なめし前の皮※ →なめし皮は経済産業大臣専管 ・精洗前の羽毛※ →精洗後の羽毛は経済産業大臣専管。羽毛の製造は「農林水産業」には含まれないが、農林水産大臣所管となる。 ・食品添加物（厚生労働大臣と共管） ・食肉加工製品（厚生労働大臣と共管） <p>●農林園芸用施設の資材の製造販売 ●木材薬品処理業※</p> <p>●造園業 ●給食販売取次ぎ（厚生労働大臣は不要）</p> <p>●動物血清・血液の輸出入、精製、加工（厚生労働大臣、経済産業大臣と共管）</p> <p>●競馬場</p>
経済産業大臣	<p>●輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管または他の大臣間の共管の事業以外の事業</p> <p>このうち経済産業大臣と他の大臣との共管となる事業については、基本的に他の大臣の所管事業の項に掲げてありますので、そちらを参照してください。</p> <p>経済産業大臣の専管となる事業は、例えば以下の事業です（以下に掲げるものが経済産業大臣の専管となる事業の全てではありません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機（製造、卸売、輸出入） ・自動車（製造、卸売、輸出入） ・武器（製造、売買、輸出入） ・塗装した単板、合板（製造、売買、輸出入） ・フィルム（製造、売買、輸出入） ・貴金属（アクセサリー）の加工 ・新聞業 ・印刷業 ・総合リース業 ・クレジットカード業 →キャッシング・サービスが含まれる場合は内閣総理大臣（金融庁）と共管 ・娯楽場、遊戯場 →風俗営業は内閣総理大臣（警察庁）と共管、飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣とも共管、競技場の運営は厚生労働大臣不要 ・運動場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスクラブ、アスレチック・クラブ、プール、ボーリング場、遊園地、テーマパーク、競輪場 →飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣と共管 ・健康開発事業 →健康開発に必要な施設の経営は厚生労働大臣不要 ・スポーツ・プロモーション ・興信所 ・広告、宣伝 ・経営コンサルタント業 ・コンピューター要員の研修（経済産業大臣専管） ・集金代行 ・オートレース場 <p>－原油、石油の販売、輸出入業は石油業に該当しますが、販売、輸出入の取次ぎ、仲介は石油業に含まれません。</p> <p>－原油、石油の貯蔵、同貯蔵施設の貸与は経済産業大臣専管</p> <p>－油脂は石油に含まれません。</p> <p>－加工は製造に含まれます。</p>

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

表Ⅲ-4-1 事業別所管大臣の一覧（令和6年4月1日時点）(3/3)

事業所管大臣	所管する事業
国土交通大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●運送（自己の貨物の運搬のみ（白ナンバー）であっても、定款に運搬を掲げていれば国土交通大臣所管） ●梱包※ ●港湾運送関連事業 ●廃油処理（船舶廃油、海上廃油のみ。スラッジ廃油の処理（加工）、それから得られるものの販売には重油も含まれる。） ●サルベージ ●船舶の製造及び修繕（ヨット、ボート等を含む。）、船用機器の製造（船舶専用でないものは※）、売買※、輸出入※またはリース※ ●鉄道車両、同部品、レールその他の陸運機器（コンテナを含み、自動車または原動機付自転車を除く。）の製造、売買※またはリース※ ●自動車の小売※、リース※ ●自動車ターミナル →自動車用部品の製造、売買等は経済産業大臣専管。海上航路標識の製造、売買等は経済産業大臣専管、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の代理業は内閣総理大臣（金融庁）専管 ●有料道路に関する事業 ●航空機の整備 ●国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの） ●倉庫業 ●自動車道事業 ●建築設計業 ●不動産業（貸事務所業含む） →J-REIT（日本版不動産投資信託）は内閣総理大臣（金融庁）所管
環境大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、文部科学大臣と共管） ●ペット・ペット用品小売業※ →ペット小売業は環境大臣・経済産業大臣の共管、ペット用品小売業は経済産業大臣の専管

- (注1) 複数の事業を行っている場合には、すべての事業所管大臣に提出してください。
- (注2) 複数の大臣が共管する事業を行っている場合も、すべての事業所管大臣に提出してください。
- (注3) 学術・開発研究機関については、事業所管大臣は、主たる研究対象に最も近い事業を所管する大臣となります。
- (注4) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的主体については、事業所管大臣は、原則として報告等を行う事業所又は特定排出者における主たる事業の内容によって判断します。
ただし、教育委員会及び都道府県警察本部については、下表の右欄に掲げる大臣を主たる事業を所管する大臣とします。

1	教育委員会	文部科学大臣
2	都道府県警察本部	内閣総理大臣（警察庁）

また、事業内容の判断が困難である場合には、以下のとおりとなります。

1	国の機関（官庁のオフィス等の排出量）	当該機関の属する府省の長たる大臣
2	独立行政法人等	当該独立行政法人等を所管する大臣
3	地方公共団体（日本標準産業分類の細分類番号9811（都道府県機関）又は9821（市町村機関）に該当する事業） ※地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定される公の施設のうち、指定管理者を定めている施設に関する温室効果ガスの算定・報告を行う主体は、当該施設を設置する地方公共団体となります。	環境大臣・経済産業大臣
4	地方公営企業（*） （地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第46条に規定する公営企業のうち次の事業水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、病院事	当該地方公営企業に係る事業を所管する大臣

第三編 温室効果ガス排出量の報告方法

	業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業（臨海土地造成事業を除く）、公共下水道事業）	
--	--	--

*：地方公営企業において、既に省エネルギー法により特定事業者、特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者、特定航空輸送事業者に指定されている場合は、同法の指定による事業者単位で報告できます。

(注5) 以下の事業所管大臣が所管する事業を行っている場合には、事業者の本社所在地を管轄する以下の地方支分部局の長に提出するようにしてください。なお、本社機能を有する事業所が登記簿上の本社とは別にある場合、当該事業所を本社とみなし当該事業所の所在地を管轄する地方支分部局へ提出してください。

財務大臣	財務局長（所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には福岡財務支局長）又は国税局長
厚生労働大臣	地方厚生局長（所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合には四国厚生支局長）
農林水産大臣	地方農政局長又は北海道農政事務所長
経済産業大臣	経済産業局長
国土交通大臣	地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長
環境大臣	地方環境事務所長

- ・ 財務大臣（国税局長）が所管する事業を沖縄県において行っている場合には、沖縄国税事務所長が提出先となります。
- ・ 財務大臣（財務局長）、農林水産大臣（地方農政局長）、経済産業大臣（経済産業局長）、国土交通大臣（地方整備局長・地方運輸局長）が所管する事業を沖縄県において行っている場合には、沖縄総合事務局長が提出先となります。
- ・ 内閣総理大臣（金融庁）が所管する事業を行っている場合には、財務局長が提出先となります。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

表Ⅲ-4-2 算定・報告・公表制度に基づく報告書の提出窓口一覧

省庁名	担当局部課	所在地	連絡先
内閣官房	内閣総務官室	〒100-8968 千代田区永田町 1-6-1	TEL : 03-5253-2111 (内線 85130) FAX : 03-3581-7238
内閣府	大臣官房 企画調整課	〒100-8914 千代田区永田町 1-6-1	TEL : 03-5253-2111 (内線 38108) FAX : 03-3581-4839
宮内庁	長官官房 秘書課	〒100-8111 東京都千代田区千代田 1-1	TEL : 03-3213-1111 (内線 3222)
警察庁	長官官房 企画課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒100-8974 千代田区霞が関 2-1-2	TEL : 03-3581-0141 (内線 2137)
金融庁	総合政策局 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒100-8967 千代田区霞が関 3-2-1	TEL : 03-3506-6000 (内線 3979) FAX : 03-3506-6267
こども家庭庁	成育局 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒100-8914 千代田区霞が関 3-2-5 霞ヶ関ビルディング 21 階	TEL : 03-6771-8030
総務省	大臣官房 企画課	〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2	TEL : 03-5253-5111 (内線 5158) FAX : 03-5253-5160
法務省	大臣官房 秘書課	〒100-8977 千代田区霞が関 1-1-1	TEL : 03-3580-4111 (内線 2888) FAX : 03-5511-7200
外務省	大臣官房 会計課	〒100-8919 千代田区霞が関 2-2-1	TEL : 03-5501-8000 (内線 2250) FAX : 03-5501-8103
財務省	北海道財務局 総務部 総務課(照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒060-8579 札幌市北区北 8 西 2 札幌第 1 合同庁舎	TEL : 011-709-2311 (内線 4242) FAX : 011-709-2196
	東北財務局 総務部 総務課(照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒980-8436 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	TEL : 022-263-1111 (内線 3013) FAX : 022-217-4093
	関東財務局 総務部 総務課(照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒330-9716 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	TEL : 048-600-1111 (内線 3013) FAX : 048-600-1247
	北陸財務局 総務課(照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒921-8508 金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎	TEL : 076-292-7860 FAX : 076-291-6226
	東海財務局 総務部 総務課(照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒460-8521 名古屋市中区三の丸 3-3-1	TEL : 052-951-1772 FAX : 052-951-0194
	近畿財務局 総務部 総務課(照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒540-8550 大阪市中央区大手前 4-1- 76 大阪合同庁舎 4 号館	TEL : 06-6949-6390 (内線 3034) FAX : 06-6941-2893
	中国財務局 総務部 総務課(照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒730-8520 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	TEL : 082-221-9221 (内線 3313) FAX : 082-502-3688
	四国財務局 総務部 総務課(照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒760-8550 高松市サンポート 3 番 33 号高松サンポート合同庁 舎(南館)	TEL : 087-811-7780 (内線 213) FAX : 087-862-8780

第三編 温室効果ガス排出量の報告方法

省庁名	担当局部課	所在地	連絡先
財務省 (続き)	九州財務局 総務部 総務課(照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒860-8585 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	TEL : 096-353-6351 (内線 3014) FAX : 096-324-0926
	福岡財務支局 総務課(照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎	TEL : 092-411-7604 (内線 3306) FAX : 092-477-2255
	沖縄総合事務局 財務部 財務課(照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒900-8530 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 2 号館	TEL : 098-866-0091 FAX : 098-860-1152
	札幌国税局 課税第二部 酒類業調整官	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 札幌第2 合同庁舎	TEL : 011-231-5011 (内線 4504)
	仙台国税局 課税第二部 酒類業調整官	〒980-8430 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 A 棟	TEL : 022-263-1111 (内線 3416)
	関東信越国税局 課税第二部 酒税課 団体企業係	〒330-9719 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	TEL : 048-600-3111 (内線 2644)
	東京国税局 課税第二部 酒税課 酒類業調整官	〒104-8449 中央区築地 5-3-1	TEL : 03-3542-2111 (内線 3173)
	金沢国税局 課税部 酒税課 団体企業係	〒920-8586 金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎	TEL : 076-231-2131 (内線 2515)
	名古屋国税局 課税第二部 酒税課 団体企業係	〒460-8520 名古屋市中区三の丸 3-3-2 名古屋国税総合庁舎	TEL : 052-951-3511 (内線 5550)
	大阪国税局 課税第二部 酒税課 団体企業係	〒540-8541 大阪市中央区大手前 1-5-63 大阪合同庁舎第3 号館	TEL : 06-6941-5331 (内線 4539)
	広島国税局 課税第二部 酒税課 酒類業調整官	〒730-8521 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 1 号館	TEL : 082-221-9211 (内線 3778)
	高松国税局 課税部 酒税課 団体企業係	〒760-0018 高松市天神前 2-10 高松国税総合庁舎	TEL : 087-831-3111 (内線 456)
	福岡国税局 課税第二部 酒類業調整官	〒812-8547 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎	TEL : 092-411-0031 (内線 4418)
	熊本国税局 課税部 酒類業調整官	〒860-8603 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟	TEL : 096-354-6171 (内線 6199)
沖縄国税事務所 酒類業調整官	〒900-8554 那覇市旭町 9 沖縄国税総合庁舎	TEL : 098-867-3601 (内線 313)	

第三編 温室効果ガス排出量の報告方法

省庁名	担当局部課	所在地	連絡先
文部科学省	大臣官房 文教施設企画・防災部施設企画課	〒100-8959 千代田区霞が関 3-2-2	TEL : 03-5253-4111 (内線 3696) FAX : 03-6734-3695
厚生労働省	北海道厚生局 健康福祉部 健康福祉課	〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 -1-1 札幌第 1 合同庁舎	TEL : 011-709-2311 FAX : 011-709-2703
	東北厚生局 健康福祉部 健康福祉課	〒980-8426 仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア	TEL : 022-726-9261 FAX : 022-380-6022
	関東信越厚生局 健康福祉部 健康福祉課健康係	〒330-9713 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 7 階	TEL : 048-740-0732 FAX : 048-601-1332
	東海北陸厚生局 健康福祉部 健康福祉課	〒461-0011 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館	TEL : 052-959-2061 FAX : 052-971-8841
	近畿厚生局 健康福祉部 健康福祉課	〒540-0011 大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル	TEL : 06-6942-2383 FAX : 06-4791-7352
	中国四国厚生局 健康福祉部 健康福祉課	〒730-0017 広島市中区鉄砲町 7-18 東芝フコク生命ビル	TEL : 082-223-8264 FAX : 082-223-6489
	四国厚生支局 総務課	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	TEL : 087-851-9565 FAX : 087-822-6299
	九州厚生局 健康福祉部 健康福祉課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎	TEL : 092-432-6781 FAX : 092-474-2244
農林水産省	北海道農政事務所	〒064-8518 札幌市中央区南 22 条西 6-2-22 エムズ南 22 条第 2 ビル	TEL : 011-330-8810 FAX : 011-520-3063
	東北農政局	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 A 棟	TEL : 022-263-1111 (内線 4396) FAX : 022-217-4180
	関東農政局	〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	TEL : 048-600-0600 (内線 3881) FAX : 048-740-0081
	北陸農政局	〒920-8566 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	TEL : 076-263-2161 (内線 3988) FAX : 076-232-4178
	東海農政局	〒460-8516 名古屋市中区三の丸 1-2-2	TEL : 052-201-7271 (内線 2266) FAX : 052-746-1313
	近畿農政局	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎	TEL : 075-451-9161 (内線 2764) FAX : 075-414-7345
	中国四国農政局	〒700-8532 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎	TEL : 086-224-4511 (内線 2163) FAX : 086-224-7713

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

省庁名	担当局部課	所在地	連絡先
農林水産省 (続き)	九州農政局	〒860-8527 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	TEL : 096-211-9111 (内線 4487) FAX : 096-211-9825
	沖縄総合事務局 農林水産部	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	TEL : 098-866-1673 FAX : 098-860-1179
経済産業省	北海道経済産業局 エネルギー対策課	〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 札幌第一合同庁舎	TEL : 011-709-1753 FAX : 011-726-7474
	東北経済産業局 エネルギー対策課	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	TEL : 022-221-4932 FAX : 022-213-0757
	関東経済産業局 省エネルギー対策課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎1 号館	TEL : 048-600-0364 FAX : 048-601-1290
	中部経済産業局 エネルギー対策課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2	TEL : 052-951-0417 FAX : 052-951-2568
	近畿経済産業局 エネルギー対策課	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5- 44 大阪合同庁舎 1 号館	TEL : 06-6966-6051 FAX : 06-6966-6089
	中国経済産業局 エネルギー対策課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館	TEL : 082-224-5741 FAX : 082-224-5647
	四国経済産業局 エネルギー対策課	〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	TEL : 087-811-8535
	九州経済産業局 エネルギー対策課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2- 11-1 福岡合同庁舎	TEL : 092-482-5474 FAX : 092-482-5962
	沖縄総合事務局 経済 産業部エネルギー・燃 料課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	TEL : 098-866-1759 FAX : 098-860-3710
国土交通省	総合政策局 環境政策 課 (本省)	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	TEL : 03-5253-8111 (内線 24412)
	東北地方整備局	〒980-8602 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟	TEL : 022-225-2171 (代表)
	関東地方整備局	〒330-9724 さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	TEL : 048-601-3151 (代表)
	北陸地方整備局	〒950-8801 新潟市中央区美咲町 1-1-1	TEL : 025-280-8880 (代表)
	中部地方整備局	〒460-8514 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	TEL : 052-953-8119 (代表)

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

省庁名	担当局部課	所在地	連絡先
国土交通省 (続き)	近畿地方整備局	〒540-8586 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館	TEL : 06-6942-1141 (代表)
	中国地方整備局	〒730-0013 広島市中区上八丁堀 2-15	TEL : 082-221-9231 (代表)
	四国地方整備局	〒760-8554 高松市サンポート 3-33	TEL : 087-851-8061 (代表)
	九州地方整備局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎	TEL : 092-471-6331 (代表)
	沖縄総合事務局 開発建設部	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	TEL : 098-866-1901 (管理課)
	北海道開発局	〒060-8511 札幌市北区北 8 西 2 第 1 合同庁舎	TEL : 011-709-2311
	北海道運輸局	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 札幌第 2 合同庁舎	TEL : 011-290-2726
	東北運輸局	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎	TEL : 022-791-7508
	関東運輸局	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	TEL : 045-211-7210
	北陸信越運輸局	〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	TEL : 025-285-9152
	中部運輸局	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館	TEL : 052-952-8007
	近畿運輸局	〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	TEL : 06-6949-6410
	神戸運輸監理部	〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎	TEL : 078-321-3145
	中国運輸局	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	TEL : 082-228-3496
	四国運輸局	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 サンポート合同庁舎南館	TEL : 087-802-6726
	九州運輸局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1	TEL : 092-472-3154
	沖縄総合事務局 運輸部	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-2-1 那覇第二地方合同庁舎	TEL : 098-866-1812
	東京航空局	〒102-0074 千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎	TEL : 03-5275-9292

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

省庁名	担当局部課	所在地	連絡先
国土交通省 (続き)	大阪航空局	〒540-8559 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	TEL : 06-6949-6211
環 境 省	○廃棄物処理業の提出窓口		
	北海道地方環境事務所 資源循環課	〒060-0808 札幌市北区北8西2 札幌第1合同庁舎3階	TEL : 011-299-3738 (直通)
	東北地方環境事務所 資源循環課	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎6階	TEL : 022-722-2871 (直通)
	関東地方環境事務所 資源循環課	〒330-9720 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館6階	TEL : 048-600-0814 (直通)
	関東地方環境事務所 新潟事務所	〒950-0954 新潟市中央区美咲町 1-1-1 美咲合同庁舎1号館7階 (令和6年2月26日～)	TEL : 025-280-9560 (代表)
	中部地方環境事務所 資源循環課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-2	TEL : 052-955-2132 (直通)
	近畿地方環境事務所 資源循環課	〒530-0042 大阪市北区天満橋 1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4階	TEL : 06-6881-6502 (直通)
	中国四国地方環境事務所 資源循環課	〒700-0907 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第2合同庁舎11階	TEL : 086-223-1584 (直通)
	中国四国地方環境事務所 広島事務所 資源循環課	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎3号館1階	TEL : 082-511-0006 (代表)
	中国四国地方環境事務所 四国事務所 資源循環課	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 南館2階	TEL : 087-811-7240 (代表)
	九州地方環境事務所 資源循環課	〒860-0047 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階	TEL : 096-322-2410 (直通)
	○その他(地方公共団体(日本標準産業分類の細分類番号9811(都道府県機関)又は9821(市町村機関)に該当する事業)を含む)の提出窓口		
	北海道地方環境事務所 環境対策課	〒060-0808 札幌市北区北8西2 札幌第1合同庁舎3階	TEL : 011-299-1952 (直通)
	東北地方環境事務所 環境対策課	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎6階	TEL : 022-722-2873 (直通)
	関東地方環境事務所 環境対策課	〒330-9720 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館6階	TEL : 048-600-0815 (直通)

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

省庁名	担当局部課	所在地	連絡先
環境省 (続き)	関東地方環境事務所 新潟事務所	〒950-0954 新潟市中央区美咲町 1-1-1 美咲合同庁舎 1 号館 7 階 (令和 6 年 2 月 26 日～)	TEL : 025-280-9560 (代表)
	中部地方環境事務所 環境対策課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-2	TEL : 052-955-2134 (直通)
	近畿地方環境事務所 環境対策課	〒530-0042 大阪市北区天満橋 1-8-75 桜ノ宮合同庁舎 4 階	TEL : 06-6881-6503 (直通)
	中国四国地方環境事務所 環境対策課	〒700-0907 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎 11 階	TEL : 086-223-1581 (直通)
	中国四国地方環境事務所 広島事務所 環境 対策課	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3 号館 1 階	TEL : 082-511-0006 (代表)
	中国四国地方環境事務所 四国事務所 環境 対策課	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 南館 2 階	TEL : 087-811-7240 (代表)
	九州地方環境事務所 環境対策課	〒860-0047 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階	TEL : 096-322-2411 (直通)
防衛省	地方協力局 環境政策 課	〒162-8801 新宿区市谷本村町 5-1	TEL : 03-3268-3111 (内線 36470)